

平成29年予算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成29年3月15日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時38分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質疑

各会計予算及び関連議案の内容審査

議案第 3号 平成29年度士別市一般会計予算

議案第 4号 平成29年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 5号 平成29年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 平成29年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 7号 平成29年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第 8号 平成29年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第 9号 平成29年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第10号 平成29年度士別市水道事業会計予算

議案第11号 平成29年度士別市病院事業会計予算

議案第12号 士別市スポーツ交流館条例の制定について

議案第13号 士別市有害鳥獣等一時保管施設条例の制定について

議案第14号 士別市議会議員及び士別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 士別市税条例等の一部を改正する条例について

議案第16号 士別市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について

議案第17号 士別市墓地条例の一部を改正する条例について

議案第18号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市士別市立多寄医院の指定管理者の指定について

議案第20号 士別市朝日地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第21号 士別市朝日農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について

閉議宣告

出席委員（17名）

委員長 渡辺英次君

副委員長 谷守君

委員 井上久嗣君
 委員 岡崎治夫君
 委員 喜多武彦君
 委員 斉藤昇君
 委員 谷口隆徳君
 委員 出合孝司君
 委員 松平哲幸君
 委員 山居忠彰君

委員 大西陽君
 委員 粥川章君
 委員 国忠崇史君
 委員 十河剛志君
 委員 丹正臣君
 委員 遠山昭二君
 委員 村上緑一君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院 副院長	三好信之君	総務部長	中峰寿彰君
市民部長	法邑和浩君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	藤森裕悦君	市立病院 事務局長	加藤浩美君
総務部次長兼 新庁舎準備室長 兼財政課長	中舘佳嗣君	総務部 総合企画室長 兼企画課長	東川晃宏君
市民部次長	千葉靖紀君	保健福祉部 健康長寿 推進室長 兼介護保険課長	米谷祐子君
建設水道部技監 兼土木管理課長	工藤博文君	総務課長	青木伸裕君
税務課長	古川敬君	市民課長	佐藤義弘君
子育て支援課長	藪中洋行君	保育推進課長	石川一恵君
いきいき健康 センター館長	菅井勉君	建築課長	佐々木誠君
財政課参事	丸徹也君	環境生活課参事	大留義幸君
保育推進課参事	東川由美君	総務課主幹	水留啓諭君

市民課主幹	阿部 淳 君	子育て支援課主幹	青木 秀敏 君
いきいき健康センター主幹	東海林 優子 君	財政課主査	樫木 孝士 君
市民課主査	竹中 満 君	環境生活課主査	市橋 信明 君
土木管理課主査	鈴村 章 君		

教育委員会委員長 職務代理者	千田 秀昭 君	教育委員会教育長	安川 登志男 君
教育委員会生涯学習部長	村上 正俊 君	生涯学習部次長兼学校教育課長	鴻野 弘志 君
生涯学習部次長	水田 一彦 君	合宿の里推進室長兼スポーツ課長兼総合体育館長兼青少年会館長	加納 修 君
社会教育課長	遠藤 桂子 君	学校給食センター所長	高木 健史 君
学校教育課主幹	増田 晶彦 君	社会教育課主幹	武山 鉄也 君
学校給食センター主査	佐々木 芳子 君		

農業委員会会長 職務代理者	飛世 薫 君	農業委員会農事務局長	金 章 君
------------------	--------	------------	-------

監査委員	吉田 博行 君	監査委員 監事務局長	竹内 雅彦 君
------	---------	---------------	---------

事務局出席者

議会事務局長	浅利 知充 君	議会事務局総務課長	岡崎 浩章 君
議会事務局総務課主査	前畑 美香 君	議会事務局総務課主任主事	粕谷 幸弘 君

(午前10時00分開議)

○委員長(渡辺英次君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(渡辺英次君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

○委員長(渡辺英次君) ここで副委員長と交代いたします。

○副委員長(谷 守君) それでは、14日に引き続き総括質疑を行います。

村上緑一委員。

○委員(村上緑一君) おはようございます。

通告に従いまして、質問を始めたいと思います。

まず初めに、財政の健全化について伺います。

一般会計歳入の中で、市税について質問します。

今までの市税の増減では、平成26年から27年は減の4,900万円となり、平成27年から28年は減の8,100万円になり、今回の予算、平成28年から29年は増の5,200万円ほどになっていますが、今回、市税が増えた要因を具体的に説明を求めます。

○副委員長(谷 守君) 古川税務課長。

○税務課長(古川 敬君) ただいまの質問にお答えいたします。

平成28年予算と29年の予算の5,200万円の主な増加要因につきましては、個人市民税の農業所得の増加などで2,840万円、法人市民税で主要な企業の業績上昇によりまして1,860万円、そのほか、固定資産税及び都市計画税で、家屋の新增築分などによりまして300万円の増加が主な要因となっております。

以上です。

○副委員長(谷 守君) 村上委員。

○委員(村上緑一君) 大変ありがとうございました。

本当に増えるということは大変よいことで、今後ともこういう傾向にあってほしいものだと思います。

次に、歳入の中で構成比率が41.9%と高い地方交付税について伺います。

士別市、朝日町合併後、平成18年から27年の10年間、地方交付税が優遇されてきましたが、新年度、平成29年度地方交付税の増減率が0.2%と余り減っていない要因は何でしょうか。今回、説明の中で、地方交付税を見られるだけ見たといった意味合いも含めて御説明をお願いします。

○副委員長(谷 守君) 檜木財政課主査。

○財政課主査(檜木孝士君) お答えいたします。

まず、地方交付税の優遇措置についてお話がございました。合併した市町村は、合併による交付税の減少に伴う財源不足を緩和するために、合併後10年度において、合併前の旧市町によって算定された交付税額を下回らないようにする普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定替えの措置が講じられています。

この合併算定替えは、合併後10年度を経過した後の5年度において、激変緩和期間として段階的に縮減されることとなっています。平成28年度は、新市により算定した額と旧市町によって算定した額の差額の9割、29年度は7割が措置されることとなっており、29年度の合併算定替え縮減の影響は約5,000万円の減額を見込んでいます。

そこで、29年度の地方交付税が前年比0.2%減と余り減っていない点についてですが、普通交付税の28年度当初予算額は約63.6億円で、これに対する28年度交付額の実績は65.2億円であり、当初予算比2.5%の増となりました。29年度の普通交付税の当初予算額は、前年度当初予算に比べるとほぼ横ばいですが、28年度の実績額に対しては2.8%減となっています。

なお、平成29年度の地方財政計画において示された普通交付税の総額は前年比2.2%減となっているところであり、新年度における普通交付税の算定に当たっては、合併算定替えの影響等も考慮しまして、積算が過大とならないよう十分に意を配し、積算をしてきたところです。

次に、2月15日に行われた全員協議会の中で、地方交付税を見られるだけ見たといった内容の趣旨かと思いますが、予算編成時における普通交付税の見込みとしましては63.9億円程度と算定しており、補正予算用の財源留保についてはおおむね5,000万円程度しか留保していない状況となっています。例年であれば1億円程度留保している状況にありますので、そういった意味では、普通交付税については限界まで予算に計上したといった趣旨となっております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当に普通交付税も含めて、なかなか残せないという現状を含めて、今後ともこういった交付税の関係では減ってくると思うんですね。やはりなるべく残すように考えていく方向で進めていただきたいのと、また、こういう中で、人口減が進んでいる中で、そういった課題も含めて、削減含めて行っていただきたいと思います。

次に、財政調整基金について伺いたいと思いますが、平成29年度は8億円の取り崩しになり、予算編成時の年度末残高見込みは3億7,000万円となり、財政調整基金10億円の維持は困難になると思いましたが、前回、斉藤委員の質問の答弁の中で、平成28年より基金の繰り入れが行われるとお聞きしましたので、私からは、改めて財政調整基金の必要性と、今後10億円の維持についての考えをお聞きしたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 丸財政課参事。

○財政課参事（丸 徹也君） お答えいたします。

地方公共団体におけます年度間の財源の均衡を調整するための積立金としまして、財政調整基金があるわけでございますが、地方公共団体の財政状況というのは、経済不況などによる減

収ですとか災害などによる思わぬ支出の増加など、予期できない収入減、支出増が想定されます。そういった中で、不測の事態を柔軟に対応し、財源を確保していくためには、財政調整基金は必要不可欠と考えているところでございます。

もう一点のお尋ねの部分でございますが、中期財政フレームで、これまで財調充足率におけます平成29年の決算時におけます残高を10億円を維持するというところで、数値目標に対しての目標数値が今後維持できるのかどうかというお尋ねだと思います。

こちらにつきましては、まず、平成27年度の財政調整基金の残高から御説明いたしますと、こちら16.3億円でございます。こちらに27年度の歳計剰余金ということで、財調の積立金を1.7億円積み立てました。そういった現状でございますと、現在の残高というのは18億円でございます。これに対しまして、平成28年度当初予算時の財政調整基金におけます予算上の収支均衡のための計上した予算というのが6.3億円ございました。最終補正で予定しております追加の財政調整基金2億円を想定しているわけでございますが、こちらと合わせますと、予算現計は8.3億円という形になります。

今後、追加補正させていただきます2億円を取り崩したとしても、今後の平成28年度におけます決算見込みのこれからの状況にもよりますが、現状としては、当初予算の6.3億円の取り崩しは執行停止を可能と考えているところでございまして、そういった状況で申し上げますと、平成28年度末残高の見込みといたしましては16億円を確保できると考えております。

そうした中、平成29年度の当初予算時におけます財政調整基金における収支均衡のための計上した予算額というものは8億円でございます。こちらを全額仮に取り崩した場合には、16億円の残高から8億円引きますので、8億円ということになりますが、本市におけます最終補正での一般財源の減額ですとか、あるいは決算時での不用額から判断しますと、8億円全額を取り崩す可能性は低いと考えております。

そういったことから、平成29年度末での残高につきましては、10億円を達成できるという考えはこれまでと変わらないと思っているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。

本当にこの財政調整基金10億円の維持を継続していただきたいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次は、市債について伺いたいと思います。

平成29年度市債は27億5,000万円ほどになっていますが、本市の市債残高が平成27年現在、約350億円に上り、年々増えていますが、また改めて、この市債のピークは何年ごろになるのか、またこの人口減少が進む中であって、市債も減少していかなければならないと思いますが、そういった考えも含めてお願いしたいと思っております。

○副委員長（谷 守君） 丸参事。

○財政課参事（丸 徹也君） お答えいたします。

今後の市債の残高のピークでございますが、こちらにつきましては、庁舎改築事業の終了後でございますが、平成30年度前半に、恐らく今の想定でいきますと一般会計における市債残高約300億円程度となりまして、ピークとなるものと想定しているところでございます。

もう一点、人口が今減少している中で、今後市債を抑制していかなければならないのではないだろうかということでの考えについての御質問でございますが、こちらにつきましては、本市においてもこれから人口減少は続いていき、少子高齢の人口構造ということになる状況下においては、税収等の増収を見込むことは難しいと考えております。

一方で、より一層、今後とも住民サービスをきめ細やかに対応していく必要性がございます。限られた財源をいかに配分して、財源をどのように確保していくかというのは、財政運営していく上で求められてくるところだと考えているところでございまして、そういった中で、特に市債など義務的経費の増加というのは、政策事業の予算ですとか住民サービスについて影響を及ぼす可能性があるということで、財政運営上硬直化の要因となり得るものと考えておりまして、しかしながら、その一方で、将来にわたって安定的に住民サービスを確保していくためには、ある一定の建設事業ですとか施設の整備などが必要でございまして、その財源の確保策としては市債を発行していく必要もございます。

そのため、今後につきましては、公共施設マネジメント計画に基づいて、住民サービスの維持と施設の最適化の両立を図る中で、市債の発行額をできるだけ抑制し、また将来に必要となる市債経費を圧縮していかなければならないと考えているところでございまして、また、更に市債を発行する際にも、これまで同様、財政上、優遇措置のある起債を活用する中で実質的な市負担額を抑制していくという、こういった考えを基本に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当にこの経済も低迷したら、本当に市民の生活も大変だということも十分わかります。その中でも、やはりこの人口減少の中で、1人頭百何十万円ですか、27年に160万円ぐらいになりましたかね、市債の平均では。そういった中で、やっぱり一人一人の今後の経済を守るんですけれども、市債も減少していく方向に、やはり借金ですよね、借金を減らしていくように心がけて、市政を運営していただきたいと思います。

その中で、次の質問に移りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次の質問ですけれども、予算説明資料の4ページにあります。

一般会計予算規模の推移の中ですけれども、朝日町と合併以降、平成18年から29年の12年間の中で、平成22年から牧野市長政権下において、めぐり合わせとも言える大型事業が相次ぎました。また、市長肝いりのマニフェスト事業により、予算規模が大きくなり、ピーク時には、平成27年予算規模、予算190億円、人口2万人でした。平成12年の予算と同規模と言え

ます。当時の人口は士別市、朝日町合わせ2万6,000人であり、その後、6,000人の人口減少に至っております。平成29年においては174億円の予算ですが、今後の人口に合わせたまた予算が求められると思いますけれども、こういうことについてのちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 人口減少が予算に与える影響につきましては、地方財政制度に深くかかわる部分がありますので、まず私からその概要について申し上げます。

今後、長期的な人口減少が避けられない中で、地方交付税が減額され、高齢化に伴う社会保障費は増大するというのであれば、多くの地方自治体の財政運営は立ち行かないということになってしまうわけですが、そうはならないための制度ということが地方財政制度の中で組み込まれています。

全国ベースで見ますと、地方財源の総額は地方財政計画で決まります。これはいわゆる財政需要を、行政を行う上で必要な財政需要を、例えば社会保障費改革に伴う財政需要が増えたという部分については、この地方財政計画の中に盛り込まれるということで、その規模が大きくなります。その地方財政計画の必要な財源というのは保障するという制度になっておりまして、いわゆる国税がそれで賄えない部分については、借金をして手当をするというような仕組みになっております。ですから、地方財政計画は国の一般会計予算とセットで決められます。もちろんこの中では、赤字国債がどんどん増えていってはまた困るわけで、その問題はもちろんあるわけですが、基本的に、そこは国と地方財政が一体となって運営できるような制度になっております。

この地方財政計画自体は、経済成長が続く限りは、基本的にその規模が維持、拡大していくというようなこととなります。それは人口減少、経済成長のもちろんマイナス要因となるわけですが、技術進歩がそれを上回れば、GDPや税収は伸びるということから考え合わせますと、現在の人口減少率なら、当面経済のプラス成長が可能であろうというふうに考えられるところであります。

この国全体で地方の財源を保障しているものを、実際に配分しているのが地方交付税制度に当たります。これは、総額の地方財源をどういうふうに配分するかというルールになってくるわけでありまして、御承知のとおり、地方交付税自体は自治体の財政力の格差を調整し、行政の計画的な運営のための財源を保障するという目的で設けられておりまして、この算定に当たっては、人口を測定単位として見積もっているという場合がございますが、必ずしも人口が減少すれば交付税額も下がるというような機械的な算定ではないという部分に留意が必要だと思っております。

例としましては、人口や農家数が減少すれば消防費や農業行政費の算定に影響いたしますが、行政事務は規模が小さくなるほど経費が割高になる、または人口密度が小さくなればなるほど行政経費がかさむ、人口が急激に減少しても行政規模は一挙に減らせない、こういった現実的

な要素も加味して、補正係数という形で調整をして算定をされているということもございます。

また、生活保護の、これは例としてですが、財政需要につきましては、人口を基に算定いたしますが、実際の保護率、この違いを反映させるために、密度補正ということで補正係数を掛けているということで、人口が減っても実際の保護者数が減らなければ、基本的にその影響が出ないような調整が図られているというようなことも現実にございます。

本市の今年度の国勢調査、人口減少の交付税への影響額、総務省から例示として示されましたが、おおむね1億円減額算定ということになっておりますが、人口急減補正、急激に行政規模は減らせないということもあって、この部分は吸収がされるような激変緩和措置がとられているということも実際にはございます。

もちろん人口減少はこれからの行政運営にもさまざまな影響を及ぼします。行政サービスの需要減少に伴って、公共施設、それから行政組織の規模自体の見直しというのは当然検討対象に入ってくるということになるわけですが、そういった意味では、公共施設マネジメント計画ですとか定員適正化計画、こういった行財政改革の取り組み自体はこれからも進めていかなければならないというふうに考えているところです。

私からは以上です。

○副委員長（谷 守君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 今、次長から、基本的な地方財政制度の観点から、現状と、それから、今後も同様の制度が維持されればおおむね基本的な交付税は確保されるという話をさせていただきましたが、村上委員からお話のとおり、全国的に人口減少していて、なおかつ北海道、そして札幌を除く地方では、人口減少のどうしても勢いといいますか、その状況が緩和されていかないということもあります。

しかしながら、やはりその中でも、一つ一つの自治体がきちんと政策、施策を打って、少しずつでも皆さんが安心して生活できるそういうことを求めていかなければなりませんし、あわせて、地域の経済や活性化ということも目指さなければならぬということが、これはそれぞれの自治体が求めていることであります。

そんな中で、国はこの人口減少問題に対して、御承知のように地方創生という考えのもとに一つ大きな動きを示してきました。私ども士別市においても総合戦略を策定し、その取り組みを進めていこうと。それぞれの自治体で特徴をそれぞれ持つわけですが、国が示しているような稼ぐ力を高め、そして出生率も高めというようなことを想定しているわけですが、本市においては、合宿と農業というところを柱として、まずはそこからいろいろな部分に派生をさせ、稼ぐ力や人口の減少の抑制ということを目指していくということで、今後もまずはそのことを一つ進めていかなければならないと思っています。

加えて、本市は、29年度において今の総合計画の期間が満了しますので、次期の総合計画においては、やはり人口減少ということもきちんと想定をして計画づくりに当たらなければならぬと思っていますし、今の現計画においても、これは人口が増えるという推計はしていません

ん。そういった中で、いかにこの減少を抑えていくかというところは総合計画の中でも考えていかなければなりませんけれども、あわせて、今回地区別計画ということで、地域の皆さん一人一人がやはりもっと主役になっていただいてまちづくりを進めていただきたい、地域づくりに努めて、ぜひ力を出していただきたいという思いもあります。

そういうような中で、トータルの本体計画の中では、やはり財政推計というのもきちんと見据えていかなければならないというのは、村上委員がお話しになった部分でもあると思います。そういう意味では、今、中長期的な財政計画として、財政運営の戦略というようなことで、少し積極的などという言い方が合うかどうかわかりませんが、ある意味、計画を更に少しもっと意識づけを持つ中で、財政運営については組み立てるとともに、行財政改革なんかについても一定程度見直しをしながら、ここはきっちりと進めていかなければならないと思っています。

そういうような考えのもとに、財政基盤をきっちり確立をさせるということのもとで、まずは市民の皆さんがそれぞれ生き生きと活躍できて、小さくてもきらりと光るような元気なまちということをこれから私ども目指していくように努めてまいりたいと。まずは総合計画の策定に向けて、今お話あった部分も踏まえて考えていきたいと思っていますところ です。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ、この人口減少に合わせた考えのもと、進めていただきたいと思ます。

なぜこれを言うかという、最近になく28年度は人口減少500人に至っております。本当に思う以上に人口減少が進んでいるということ肝に銘じて、今後とも考えていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

次は、中期財政フレームについてですが、財政基盤となる基本を決める財政健全化に向けた取り組みを進めていますが、人口減少の加速を初め、大型事業、マニフェスト事業により、財政フレームに狂いは生じていないのでしょうか。

また、実質的な地方交付税の減額が今後も減少していく中、施設維持管理、増額を含め、財政運営に非常に厳しい状況だと思いますが、この新年度予算の中で、財政健全化の取り組みをどの部分に反映させる考えか説明をお願いしたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 中舘次長。

○総務部次長（中舘佳嗣君） 中期財政フレームの状況につきましては、さきの斉藤議員の一般質問でもお答えしたとおり、数値目標のうち、財政調整基金の残高については達成できる見込みでございますが、公債依存度、歳入に占める借金の割合14%は、1.3ポイント程度上回る見込みでございます。この要因としては、起債の借入額が事業費の増等によって予想を上回って膨らんだということがございます。

内訳といたしましては、過疎債のソフト分、これは、従来は財政規模に応じておおむね上限

が2億円というように決まっているわけですが、実際の利用状況に応じて最大2倍まで活用可能というようなことで、有利な財源を優先的に活用するというような観点からこの借入額が上がった。それから、環境センターの整備事業費、上士別小学校、中学校の整備事業、合わせますとおおむね8億円程度借入額が増大したということで、こういった状況になっております。

次に、平成29年度の財政健全化の取り組みの中では、予算編成方針において、新たな着眼、柔軟な発想を持って施策の見直しを行うと。事業の統合、整理、廃止などにより、適切な業務量の管理、これを編成方針の中で求めてきました。

実際の予算編成に当たりましては、事業の見直し、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドという考え方のもとに、事業再編、吸収を含めまして38事業の組み替え、廃止等々を行ってきたところであります。

そういった部分を含めまして、経常的経費につきましても、この予算編成方針において一般財源ベースで前年度を上回らないというような水準を示したわけではありますが、結果としてその部分は約2億円超過をした結果となっております。その要因といたしましては、今回、市立病院の繰出金の基準の見直しに伴いまして、前年度と比較して1.5億円増となっております。このほか、環境センターの管理事業につきましても、新たな施設の運営費等々で7,000万円、前年と比べて管理費が上がっているというような要因がこの中に含まれているところであります。

実際に、この事業の見直し以外にこの予算編成の中で取り組んできた内容といたしましては、新たな総合計画の策定、この取り組みにおきましては、公共施設マネジメント計画、これを具体的に実行していくということを検討を進めるということになりますし、ただいま申し上げました市立病院の新経営改革プランにおいて、繰出基準の見直しも行っていました。

あわせて、歳入の確保策といたしましては、使用料、手数料の見直しや遊休財産のインターネット公売、それから、4月からは新電力の導入によりまして、おおむね4,000万円程度の経費節減につながるものというふうに想定しております。そのほか、各種審議会の統廃合や節電、コピー料の縮減等々については、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

これまでの財政健全化の取り組みに当たりましては、財政運営方針、それから中期財政フレーム等々で取り組んできたところでありますが、牧野市長就任時と現在を比較いたしますと、実質公債費比率では3.1ポイント改善した14.2%、これが27年度決算の数字でございます。財政調整基金については9.6億円積み増し、改善となって、現在16.3億円の決算ベースです。将来負担比率につきましても47.5ポイント改善して、現在136.6%というようなことで、着実にそういった健全化の取り組みの成果もあらわれているというふうに考えております。

国は、平成28年度からの経済財政再生計画で、地方の一般財源総額水準を平成30年度まで維持するという方針を出しております。そういう意味では、基本的な枠組みがここで30年度までは示されているわけではありますが、国の財政健全化目標、2020年度のプライマリーバランスの黒字化、これの目標達成が危ぶまれている中で、その後どういった地方財政運営がなされてい

くのかという部分については、今後注視が必要だというふうに考えております。そういったものをきちんと踏まえて、ただいま総務部長からも答弁ありました新たな財政運営の戦略策定に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。

市民の方は、今の財政に対して大変不安を抱えている方もいます。その中で、やはり私たちの財政の基本は、一番安定の基本はどこにあるのか、今後4年間含めて、市民に知らせる必要があると思います。それを数字として知らせるのか、またいろいろな方法があると思いますけれども、今まで大変だ、大変だ、いろいろな中で、今削減しないとだめだということは本当に重々市民の方も知っていますけれども、やはりそういった市民の方に、今の財政の状況と、今後こうあるべき財政だということを知らせる必要があると思いますので、またそういった考えもちょっと聞きたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 中峰部長。

○総務部長（中峰寿彰君） お答えいたします。

今、お話ございましたように、やはりどうしても厳しいというような言葉が常について回るという状況もこれまでもありますし、現状としては、実際にそういう部分もあります。

しかしながら、我々といたしましても、この行政もそうですし、これはとりもなおさず市民の皆さんの理解や議会の御理解もあって、いわば抑制するところはしてくるということもこれまでもありました。その中で、この一定の改善も得られているという状況もあります。

いずれの形にしても、今こういったところで、そんな楽な状況ではないけれども、ただ、一定の安定した部分も確保している状況にもあるし、更には、病院のことについても今後、まずはその地方公営企業法の全部適用をすることによって、また一步、そこで財政の状況も見えるようにひとつなってくるんだというふうに思います。

そういったこともある中で、これまでの情報のお伝えの仕方というのは、市の広報であったりというもので伝えている部分もありますが、一つのデータだけをずっと羅列して示すのではなくて、やはり今回の御質問であったような、これまでの経過だとかそういうことも踏まえて、本当に先を見据えた考え方なり、そういったこともできればお伝えしていくように、広報についても工夫をしながら、市民の皆さんにより一層理解してもらえるように努めてまいりたいと、このように思います。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） これで、財政健全化についての質問を終わります。ありがとうございました。

次に、いきいき健康センターについて伺います。

いきいき健康センターは、高齢者の生きがいづくりと社会参画の介護予防、市民相互の支えの基本方針のもと、昨年10月に開設してから約半年がたち、利用者も安定してきていると思いますので、今の利用者人数と市民の利用状況も含め、説明を求めます。

○副委員長（谷 守君） 東海林いきいき健康センター主幹。

○いきいき健康センター主幹（東海林優子君） 初めに、いきいき健康センターの利用人数についてお答えいたします。

昨年10月にオープンしてからの利用人数は、10月が4,169人、11月が2,574人、12月が2,274人、1月が2,107人、そして2月が2,632人となっております。2月分の利用人数について平均いたしますと、平日は約116人、土曜、日曜、祝日は約40人の利用となっております。

次に、市民の利用状況について、2月分的人数でお答えいたします。

初めに、事業別の利用といたしましては、市の事業としてのサフォークジム及びサフォーク元気クラブが854人、健康教室、認知症予防教室が107人、社会福祉協議会への委託事業であります老人クラブ交流会と老人クラブの各種講座としてのマーじゃん、ダンス、カラオケ講座で437人、自立者向けの介護予防事業いきいきデイサービスが283人、社会福祉法人三愛会への委託事業でありますカフェつながりが38人となっております。また、市民が主体となって行っているサロン事業としまして、ふまねっとサロン、囲碁サロンが257人、その他の団体利用が218人、そして一般来館が438人でありました。

また、年代別の利用状況といたしましては、高齢者の利用が約80%、更に乳幼児とその保護者の利用が約8%、小学生が約2%、そして残りの10%が中学生、高校生と64歳以下の方となっております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 2,000人以上が月で利用していて、また平均116人、土日でも40人ほど利用しているということなんですけれども、やはり本当にこの利用の価値がうかがわれますけれども、今、土別の中では子供たち、特に小さな子供たちですね、そういった方々は冬場は遊ぶところがない、そういった中で、40人も土日の関係では利用されていることもあると思うんですよ。

そういった子供たちの利用も含めて、今後利用しやすい遊具とかそういうことも含めて増やしていただきたいと思いますけれども、また、そういった環境も含めて今後考えられるのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○副委員長（谷 守君） 菅井いきいき健康センター館長。

○いきいき健康センター館長（菅井 勉君） ただいまお話のありました子供たちの利用の部分でありますけれども、現在、乳幼児、小学生に多く利用されている理由として考えられますのは、外はまだ雪があり、遊び場が余りないわけなんですけれども、いきいき健康センターは遊び回れる広さがあること、更に木の玉プール、クライミングウォール、また幼児向けのおもちゃがある

ことが、そういう理由で利用されていると考えております。多世代の方が集まる施設なものですから、子供を連れてお母さんが来られて、高齢者の方との交流も生まれているようでありませぬ。

今、委員さんからお話のありました遊具等につきましては、今後更に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ、本当に士別にはそういう場が少ないと思いますので、今後ともいろいろ、このいきいき健康センターを利用して考えていただきたいと思ひます。

次に、職員体制について伺いたいと思ひます。

いきいき健康センターの職員体制は今どのようなになっているのか。また、今、利用状況が大変よいと伺いましたけれども、今の利用者と職員体制、そういったバランスも含めて、利用者が多いときは職員の対応が滞ったらいけませんので、そういった体制も今後ちょっと考えられておられるのか、今で間に合っておられるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○副委員長（谷 守君） 菅井館長。

○いきいき健康センター館長（菅井 勉君） 初めに、職員体制についてお答えいたします。

いきいき健康センターは、健康長寿推進施設と入浴施設がございまして、その職員体制については、市職員が合計14人配置されております。そのうち、健康長寿推進施設には9人の配置でございまして、そのうち3人がいきいき健康センターの専任であります。残り6人につきましては地域包括支援センターとの兼務となっております、勤務時間で申し上げますと、9人のうちフルタイムが6人、パートタイムが3人となっております。更に、入浴施設ぷらっとには5人のパート職員が配置されています。更に、老人クラブ交流会と老人クラブの各種講座の実施、介護予防のいきいきデイサービス、更に日本赤十字社業務、そして多世代スポーツ交流館管理業務のため、社会福祉協議会の職員が6人配置されているところであります。

いきいき健康センターは、土曜、日曜、祝日も開館してございまして、その対応につきましては、勤務体制にローテーションを組みまして適正に対応しているところでございまして、問題なく回っているというふうと考えております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ今後とも土日、本当に土日出るのは大変だと思いますけれども、そういった体制で、子供たちの遊び場も含めて考えていただきたいと思ひます。

次に、整備事業費について伺いたいと思ひます。

ぷらっと入浴施設の屋根の防水工事となっておりますが、この工事の理由と工事内容の説明を求め、また、487万円の工事費ですが、これで屋根が張りかえしない理由も含めて説明を求めます。

○副委員長（谷 守君） 菅井館長。

○いきいき健康センター館長（菅井 勉君） 入浴施設ぷらっとは平成15年2月に建築され、建設後14年が経過しております。現在の屋根については板金による防水工法となっておりますが、年数の経過により、屋根の一部から雨漏りしている状況となっております。

来年度施工しようとしている屋根防水改修については、現在の屋根の上に塗装のような防水を施工するポリマーセメント系塗膜防水工法でありまして、これは下地の伸縮に追従し、長年にわたり防水性能を維持することから、近年本市でも公営住宅の防水改修などで多くの実績がございます。

一方、板金防水工法については、水漏れ箇所の特定が難しいことがまずございます。大規模な張りかえも考えられるところではありますが、張りかえとなりますと、廃材の撤去費や足場などの仮設が必要となるだけでなく、工事に際して、ぷらっとの休業が必要となることも想定されますので、より影響の少ない防水工法を選択したところです。

なお、張りかえの板金防水工法をした場合については、撤去費や処分費などが必要になり、総額で590万円程度になるところです。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。わかりました。

次に、質問を変えたいと思います。

いきいき健康センターのぷらっと入浴施設になってから、健康増進ポイント制を導入していますが、旧ぷらっとと、利用者と比べ、入浴料がどのくらい増えたのか、また、利用者が利用しづらくなったなどのことはなかったのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 菅井館長。

○いきいき健康センター館長（菅井 勉君） 入浴施設ぷらっとは、いきいき健康センターのオープンに伴い、昨年10月から市直営となりました。そこで、昨年10月から先月の2月までの5カ月間の利用人数を昨年度の同時期と比較いたしますと、初めに、27年10月から28年2月までの5カ月であります。5,902人で行いました。そして、昨年10月から29年2月までの5カ月は6,319人で、差し引き417人の増加となっております。

また、昨年10月からいきいきデイサービスの利用者も入浴するようになっておりまして、その方々は正午から午後1時までに入浴されておりまして、5カ月間で184人の利用がございました。

また、健康増進ポイントによる入浴については、昨年10月から開始しているわけですが、10月は18人、11月39人、12月67人、1月65人、2月79人で、5カ月間の合計は268人の利用となり、毎月増加してきているところであります。

また、健康増進ポイントの利用による入浴につきましては、午後3時くらいまでの早い時間での利用が多く、一般の利用の方々が利用しづらくはなっていないところです。

ぷらっとの利用時間は正午から午後8時までとなっておりますが、各時間帯ともほぼ一定した人数の利用となっており、特に混雑もなく、スムーズに利用されているところです。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今、御説明いただいたように、健康増進ポイント導入してから入浴者が増えた。本当にせっかくあるお風呂ですので、大変いいことだと思います。

また、一般利用者にも、大変開設前心配していたんですけども、そういったトラブルもなく、時間帯もずれた中で利用がなされているということでよかったですと思いますので、今後とも、本当に一般利用者も利用しやすい環境を保っていただきたいとお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、防災対策推進事業について伺います。

この事業費の中で、350万円と予算が多いハザードマップの更新についてですが、これは国などの指導、または昨年土別管内においても水害が多いことなどの更新でしょうか。まず伺いたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 水留総務課主幹。

○総務課主幹（水留啓諭君） お答えいたします。

ハザードマップの更新につきましては、平成28年4月に国の水害ハザードマップ作成の手引が改訂されたことによりまして、最大規模の降雨を想定し、早期の立ち退き避難が必要な区域を明示することや、災害発生前に勉強する場面、それから災害時に緊急的に確認する場面、それぞれに活用できる住民目線のハザードマップとなるよう作成するものとされたところです。

現在のハザードマップにつきましては、国の河川についてはおおむね100年に1回、道の河川につきましては50年に1回の大雨を想定したデータに基づき作成しているところでありますが、昨年11月に、天塩川について1,000年に一度の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が公表されたこと、それから、剣淵川については、29年度に北海道が公表する予定となっておりますことから、それぞれのデータに基づき、新たなハザードマップを作成していく予定です。

また、作成に当たりましては、最新のデータとあわせまして、昨年夏の災害の際の避難所開設時の経験や、それから教訓をもとにしまして、避難場所について検証作業を改めて行うほか、避難勧告や、このたび名称が変更されました避難準備、高齢者等避難開始などの用語の解説、それから市からの伝達の方法、市民がとるべき行動などについて、わかりやすくかつ簡潔に表示できるよう検討をしております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） こういうハザードマップの更新なんですけれども、避難場所も更に更新され、水害による避難場所が遠くなるとかそういうことも出てくるとは思いますけれども、そうい

った対応も考えておられると思いますけれども、お伺いします。

○副委員長（谷 守君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

避難所の見直しに当たりましては、ただいま主幹から申し上げましたとおり、天塩川、剣淵川の想定浸水域を考慮するとともに、更に次期総合計画及び公共施設マネジメント計画を今進めておりますので、それらとの整合を図る中で作業を進めてまいりたいと考えておりますが、今、委員お話のとおり、これまでより避難場所までの距離が遠くなるといったケースも想定されますことから、公共施設のみならず、民間の施設などの活用の可能性も含める中で、新たな避難所の指定について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、同報系防災行政無線バッテリーの更新について伺ひたいと思ひます。

防災行政無線はなぜバッテリーが必要なのか、またどのような更新の流れになっているのか、まずそれを説明をお願ひしたいと思ひます。

○副委員長（谷 守君） 水留主幹。

○総務課主幹（水留啓諭君） お答えいたします。

平成21年度と22年度の2カ年でデジタル化等の整備を行いました同報系防災行政無線につきましては、本庁舎を親局、それから朝日総合支所、J A北ひびきを副局としまして、市街地、各出張所、朝日地区の合計15カ所に屋外スピーカーを設置しています。

避難情報を放送する親局、副局、それから各屋外スピーカーにつきましては、停電時に備えまして、それぞれバッテリーを搭載しております。搭載しているバッテリーにつきましては、それぞれ3年から7年の耐用年数がありますことから、毎年の機器点検の結果と、それからバッテリーの経年劣化等を考慮、勘案しまして、計画的に更新を行っていくものであります。

本年度につきましては、朝日総合支所とJ A北ひびきの副局無線装置、朝日地区の屋外スピーカー4カ所、それから本庁舎と朝日地区を中継する簡易中継局のバッテリー交換を実施しました。

29年度につきましては、本庁舎親局の無線装置、それから親局と温根別地区等を中継する簡易中継局のバッテリーの交換を予定しております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 次に、このバッテリーなんですけれども、450万円との予算ですけれども、大変すばらしいバッテリーだと思いますけれども、どのようなバッテリーで、1個当たりの価格もちょっと参考に聞きたいと思ひます。

○副委員長（谷 守君） 水留主幹。

○総務課主幹（水留啓諭君） お答えいたします。

29年度に予定しております本庁舎親局無線装置の直流電源装置と、それから簡易中継局のバッテリー交換につきましては、1個当たり8万6,400円の産業用鉛蓄電池でございまして、それぞれ1カ所につき24個を搭載しております。

停電時には、このバッテリーによりまして無線装置と、それから屋外スピーカーにおおむね3日間の電源供給を行うことができるものでありまして、避難情報等を停電時においても発信をすることができるものであります。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当に8万6,000円、高いんですけども、やはり災害には特に電源供給には必要だと思いますので、納得しましたので、ありがとうございます。

これで、防災推進事業について終わりたいと思います。

次に、火葬場天塩川清流苑について伺いたいと思います。

天塩川清流苑ができた経過と規模、事業費について、まず説明をお願いしたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 市橋環境生活課主査。

○環境生活課主査（市橋信明君） お答えいたします。

天塩川清流苑は、旧火葬場の老朽化に伴いまして、旧朝日町との広域事業の一環として、平成13年、14年の2カ年で建設しており、総事業費は7億6,800万円となっております。

施設規模といたしましては、火葬炉を3基、胞衣炉を1基備え、控室についても洋室1部屋、和室2部屋の3部屋を完備していることから、同時に3件の火葬が可能な施設となっております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。

次に、この火葬場は、これ平成15年に供用開始、またこれまで14年が経過したということですが、この改修を行う、今回この事業を行っていますが、今後大規模改修の予定はあるのか、また、この14年間の利用状況の説明も含めてお願いしたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 市橋主査。

○環境生活課主査（市橋信明君） お答えいたします。

まず、利用状況ですが、平成15年1月から供用開始以降、29年2月まで4,080件の火葬炉の利用となっております。

今進めております火葬場整備事業につきましては、26年度に27年から33年までの火葬炉設備維持管理計画を策定いたしまして、27年から火葬炉の補修等を開始しており、29年度におきましては、2号炉の炉内台車、耐火物の交換や主燃焼室のれんが交換、電源ユニットの交換などを予定しており、修繕費として1,329万5,000円を計上したところであります。

この計画は、火葬炉に対する長寿命化を図るための計画となっております、火葬炉以外の大規模改修が伴う計画は現在ございません。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今、今後の計画はまだないということなんですけれども、14年間経過した中で、また今後ともいろいろあると思いますけれども、説明いただいた資料の中で、年間ずっと300人前後の方が利用されているということで、わかりますけれども、こういう人数の多い中で、やはり傷みぐあいも大変増えると思いますので、今後ともいろいろな対応をお願いしたいと思いますので。

次に、中身に入りたいんですけれども、遺族控室について伺いたいと思います。

天塩川清流苑は洋室が1つ、和室が2つありますが、市民の高齢化により、椅子がある洋室の部屋が人気があり、葬儀が重なるときは洋室の確保に早く受け付けをしなければいけないと聞いています。2件の利用があったときですが、両方に車椅子の方がいて、和室利用が大変だったと伺ったこともあります。車椅子の方は畳の利用が難しいので、和室を洋室に改修してはどうでしょうか。

それとあわせ、平成28年度の洋室と和室の利用状況の説明も含めてお願いしたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 大留環境生活課参事。

○環境生活課参事（大留義幸君） お答えいたします。

遺族が利用する場合の待合室につきましては、和室が2部屋、洋室1部屋を設けておりますけれども、多くの場合で洋室が先に利用される状況となっております。

昨年1月から12月までの1年間の利用状況についてでございますけれども、全336件のうち、洋室が180件、和室が156件となっております、火葬が行われた日の約8割で洋室が利用されている状況となっております。また、今年度、利用者の方々からの御要望もありましたことから、和室に座椅子10脚を購入いたしまして設置をいたしましたところでございます。

現状は洋室の利用ニーズが増加をしておりますことから、火葬炉の設備維持管理計画後に、公共施設マネジメント計画に沿った形で建物の改修を計画いたしまして、その中で高齢者の方々の利便性を考慮いたしまして、洋室への改修を検討したいと考えております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ検討していただきたいと思います。本当に、もともとこういう流れの中で、高齢者が増えた中で、お寺にしろ、今の民間の斎場を使って、それもお手伝いも含めて、やはり皆さん椅子が、やっぱり足腰悪いですから、椅子が本当に必要となってきております。

また、その中で、この火葬場の利用につきましても、そういった洋室の検討を進めていただきたいことをお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○副委員長（谷 守君） 井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

初めに、庁舎改修事業について、質問を何点かさせていただきたいと思います。

さきに通告者3名いらっしゃいましたので、その中で御説明がありましたので、かぶらない範囲で質問とさせていただきたいと思います。

まず初めに、この庁舎改修事業ですが、今、設計施工一括発注方式を目指して調整中ということだと思いますが、常にこの庁舎改修に当たりましては、総額33億円ということがもう既に我々を含めて、報道も含めて皆さん知っている事実でございます。そういった中で、今後、解体とか外構工事とかもちろんありますが、最初の本庁舎の建設における発注の場合ですが、予定価格もはっきり言ってもう上限決まった中でということになりますので、その中で最大限の総合評価方式であれば、アイデアを出して挑んでいただきたいということになるかと思しますので、その辺、予定価格を事前公表した中で入札に挑んでもらうという形に流れ上なるのではないかなと私は思うんですが、その辺の現時点の考え方をお聞きしたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 本市の建設工事等予定価格公表実施要綱におきましては、落札者決定後の予定価格の公表、これは事後公表というふうに呼んでいますが、これを原則としております。ただし、総合評価方式ですとかプロポーザル方式等による場合には、入札執行前の公表、事前公表ですね、とすることができるという規定になっております。

これまで、本市で総合評価等々取り組んだ場合には、事前公表としている例が多くございます。この落札者決定方式が正式に決定した後、井上委員御提言の趣旨も踏まえまして、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これから決定されるんでしょうが、総合評価方式ということになれば、限られた財源、資材も上がっている、労務費も上がっているという現況の中で最大の設計をしていただくという意味では、もうこの入札方式の決定の仕方に当然左右されるんでしょうが、事前公表という形になるかと思えます。

それで、その後、入札が終わった後に、ぜひ特にこの設計施工一括発注方式になったとすればなおさらですが、積算内訳という、ぜひ事後公表として積算の内訳を公表していただきたいと思いますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 私どもで定めました公共調達基本指針におきまして、こういった積算内訳の事後公表の要綱も定めておりまして、今後におきましても、契約締結後速やかに公表するという考えでございます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、議会側に、さきにこの庁舎に関するスケジュールイメージということで、行政側のほうから資料をいただいております。各議員さんにも配られておりますが、その中で、今目指されている設計施工一括発注方式ですね、それと設計施工分離発注方式、その中でも特に従来型と言われております地域限定従来型と、またそこに若干変更が加えられている設計施工分離発注方式と、3つのタイムスケジュールが載っております、これを私なりにちょっと見させていただいて、特に、今目指されている設計施工一括発注方式と、それと従来型の設計施工分離発注方式の違いとか、何点かお聞きしたいと思うんですが、まず、今、基本設計、設計会社さんに既にされております。従来型の場合は、これは随意契約にして、そのまま実施設計を進んでいただくというイメージがこちらに載っております。そうしますと、今、基本設計をされている設計会社さんがそのまま実施設計をするわけですが、非常にスムーズに、時間もある程度短縮する中で設計ができるんじゃないかなと思います。

この設計施工一括発注方式になりますと、当然、設計される会社、これは代表する会社が直接やってもいいでしょうし、委託も可能だということですが、新たな設計会社が基本設計を調整しながら実施設計を組むんだということになっておりまして、その期間がこの工程表のイメージで見ますと、7カ月間かけて一括方式では実施設計ができるだろうと。

なお、従来型では実施設計8カ月、しかも今、基本設計をつくっている設計会社が随意契約でそのままやるという想定であれば、スムーズな上に、時間も非常に1カ月長くスケジュールを見ておりますが、まずは設計施工一括発注方式の中で、新たな設計会社が基本設計を調整しながら、1カ月短い7カ月という中で実施設計をつくるというのは、ある面厳しい、結構きついんじゃないかなという危惧がちょっと私は感じるんですが、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 佐々木建築課長。

○建築課長（佐々木 誠君） まず、一括の場合の考え方なんですけれども、基本設計業者から基本設計の引き継ぎをしまして、実施設計を行います。そして、従来の場合は基本設計に基づいて実施設計を始めるんですけれども、大きな違いは、道単価にない単価、この場合は基準で3社以上の見積もり徴収が必要になります。これにおおよそ1カ月半ぐらい必要になるので、実施設計の期間が1カ月違いが出てきていると。

なお、一括の場合も基本設計業者からの引き継ぎで、おおよそ半月ぐらいは期間が必要であると想定しております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ということは、今言った説明の1カ月の差であって、時間的には決して問題がないということですか。

○副委員長（谷 守君） 佐々木課長。

○建築課長（佐々木 誠君） 違いはその見積もり徴収と引き継ぎだけなので、それだけです。
以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） わかったような、わからないような、問題がないと。要するに、見積もりを3社以上集めるということの地域限定従来型であるとその部分が余分にかかるんだということですね。

もう一つ言われているのが、資材発注の時期が一括方式によって早目に発注ができるので、これからの労務単価、特に資材の高騰に対抗ができるというのがこの一括方式の長所だということで、よく説明を受けておりますが、このスケジュール表を見ますと、従来型の設計施工分離方式で見ますと、この表でいうと、資材の発注が2月と3月の頭ぐらいということで書かれております。

一方、設計施工一括発注方式の場合は、1月か2月の間ぐらいから資材発注ができるということで、これをそのまま見ますと、早目の発注ができるといっても、この表だけを見ますと1カ月ぐらいしか差がないんですよ。そうすると、そんなに大きな差がないんじゃないかなという従来型で思います。

現実には、実施設計できちんとした設計図ができないうちに、先に資材をばんと発注してしまうんだと。いわゆる契約直後にもう資材を発注できるんだという部分が、本当にどこまでできるのかなという危惧があるんですが、その辺の違いというのが詳しくちょっと御説明いただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 佐々木課長。

○建築課長（佐々木 誠君） まず、設計施工一括の場合なんですけれども、もちろん実施設計と施工を一括して契約しますので、資材の発注に関しては契約時から可能になります。ただし、実施設計が進んでいないものですから、業者によっては進み方が違うんですけれども、こちらも想定なんですけれども、平成30年の1月下旬、2月頭、あたりにはおおよそ今資材が不足している型枠とか鉄筋工とかいうのが早期に発注できるという想定をしております。

一方、従来型の設計施工分離になりますと、当然入札後、契約後にしか発注できないものですから、早くても平成30年2月下旬、3月頭ですか、このあたりから発注ができるようになります。

今、不調の要因となっている主な原因は、建築の型枠だったり鉄筋工だったり、この2つが主要なので、できるだけ早い発注ができるようにということで、設計施工を一括というのは有利ではないかという考えです。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） といっても、今のお話を聞くと、例えば半年とか1年とか大きな差があるという話ではなく、数カ月、鉄筋とかある程度総量がわかれば早目に発注できるものは当然あ

るでしょうけれども、そうでないものは、今の御説明ですと、せいぜい早くできるといっても1カ月とか2カ月とかいう差という形なんでしょうか。

○副委員長（谷 守君） 佐々木課長。

○建築課長（佐々木 誠君） 1カ月、2カ月というか、型枠のボリュームだったり鉄筋のボリュームだったりというのは、基本設計終わった段階である程度想定できますので、このお手元にある資料では、資材発注可能が平成30年の2月頭からになっているんですけども、物によってはこれよりも早く発注も可能ですし、その辺は請け負った業者の進め方次第なので何とも言えませんが、ボリュームがわかるものに関してはこれよりも早く発注が可能であるということです。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、3点聞かせていただいたんですけども、その実施設計の期間というものさほど変わらないと。資材の発注の時期もそんなに、はっきり言って今お聞きした範囲では余り変わらないんじゃないかなと思います。

もう一つ、新築工事、いわゆる本体を建てる工事期間が、設計施工一括発注方式では18カ月ということでイメージが出されております。一方、地域限定型、従来型ということであれば、これには新築工事が20カ月と、逆に2カ月長く工事が期間が見られているという意味では、逆にこれだけを見ますと、従来型のほうが工事期間を2カ月長く見られているという部分で、こちらのほうが少し余裕があるんじゃないかというふうに見えますが、その辺についてちょっと御説明をいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 佐々木課長。

○建築課長（佐々木 誠君） 一番の違いは、設計施工一括の場合なんですけれども、これは契約の段階でVE提案を求めます。その中では、工期短縮に努めた設計を求めることも可能ですし、先ほど申しました資材の早期発注が可能なので、これは発注支援業務とも打ち合わせて、各業者ともヒアリングしたんですけども、2カ月程度短縮できるということで、このような想定をしております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 逆に、提案型できちんと工期短縮も含めて提案してほしいということを見込んで、2カ月は短くなるだろうということなんだろうけれども、どちらにしても、今の3点、実施計画、いわゆる実施設計の期間ですとか資材の発注の時期も、そんなに私、この従来型と大きく変わるふうにも見えませんし、工事期間に至っても余り変わらないという部分があります。

ここ数年、道内で新庁舎を、士別市と類似規模の本庁舎を建て直したというところで、岩内町があります。もう一つ、私も行ってきましたけれども、士別市と同じように、幕別町が忠類

村と合併しまして、その合併特例債を活用しながら、本庁舎も既に改築し終わって、もうでき上がっています。

どちらも地域企業が中核的に建設にかかわられているということをお聞きしておりますが、それだけ聞くと、ぜひ士別市も、なぜ士別市の企業がトップをとりながら設計をとれないんだらうかなという、ちょっと単純に思ってしまうわけなんですけれども、それはそれとして置いておきまして、まず今、設計施工一括発注方式と設計施工分離発注方式で、今言ったように、実施設計、資材発注、工事期間については、私はさして違いはないと思います。それでもやはり設計施工一括発注方式を進めたいんだという部分だと思いますが、その一番大きな設計施工一括発注方式を進めたいという理由というか、これだという部分をわかりやすく教えていただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 設計施工一括発注方式の最大の利点といたしましては、工期をきちんと守れる可能性が高いということであります。32年度までに外構、解体等を含めて全て完了するというので、お示ししたスケジュール表でも、従来方式で予定どおりいけば期間内におさまるわけですけれども、これまでもる御説明したような形で、入札不調の危険性が高まっているのではないかとこの私どもとしては懸念を持っておりまして、仮にそういった事態に陥った場合には、再設計まで含めると半年程度おくらせてしまうということで、そうすると、最大市民負担が3億円以上も増えてしまう。

こういったことは何としても避けなければならないということで、今回の設計施工一括発注方式の中では、技術提案の中で、例えば予定価格と比べてこういった工夫、工法等々することによって、コストの縮減、工期短縮等が図れるというような提案もいただけるのではないかと期待もしているところでございますし、何より、工期が予定以外に延びる要素としては、まず人手が確保できない。例えば型枠工、鉄筋工が、32年に向けて一斉に各市町村が整備を進めているときに本当に確保できるのかどうか、これをいち早く契約をすることによって、計画どおり確保できるようなことが最善の方法であるというふうに考えておりまして、そういった点から、この工期を守るためには、今考えている方式が最善ではないかと考えているところで

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、答弁いただいて、一番心配されているのは、入札が不調になったら困ると。それと人手の問題ということなんでしょう。

私は、やはり基本的には、50年、60年に1回あるかないかの士別市のまさに本丸の工事ですので、従来型も含めて、ぜひこの地域経済発展のためにも最善の発注方式をしていただきたいと思うんですが、それで、この設計施工一括発注方式が今進められるということで、採用にすることが決まった場合についての質問を何点かしますけれども、これはそうしますと、

これは一括ですから、当然今審議しているこの予算案には実施設計の予算しか載っておりませんね。これだけで一括方式で発注はできないと思いますので、当然、この一括方式で発注するという事になれば補正をしないとだめだということになるかと思いますが、その補正する時期、早くしないとこのスケジュールに間に合わないと思いますが、その補正時期とおおよそ補正額、どのぐらい、わかればの範囲ですけれども、また、それ補正に関する考え方についてお答えいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 補正予算につきましては、入札の公告前に必要になるということで、今想定しておりますのは5月から6月ということで、当初の予定よりは多少ずれ込んでいる状況であります。

井上委員お話のとおり、現在は実施設計のみの予算計上ということで、今後一括方式の採用ということに至った場合については、複数年契約ということになりますので、それに向けて、例えば継続費の計上等々が考えられます。

こういった部分については今後の検討に入るわけですが、事業費につきましては、従前より申し上げております総額33億円を基本に、基本設計等々をもとに積算をするという考えでございます、今のところ具体的な数字は算定できておりません。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、もう一点お聞きしますが、今回、設計施工一括発注方式、そしてJV方式でも異業種JV、乙型分担施工方式という今までやったことのない、非常に道内でも珍しいという方式で発注することになります。そうすると、現行、契約にかかわるいろいろな市の規則、または契約書、今まで使われていた契約書の形式等に今までない方式ですから、それに当てはまるような条項の追加とか変更だとかが必要だと思いますが、そういったことに対する考え方をお聞きしたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 現在想定しております契約の方式といたしましては、乙型、いわゆる業種ごとの分担方式ということですので、契約書の中に、その工区ごとに分担した金額等々を明記するというので、もちろん総額での請け負いということになるんですが、それぞれの分担金額を明記したものを想定しているということと、あくまで元請として参画していただくという考えですので、それぞれの構成企業の契約書の中の記載もお願いしたいというふうに考えておりますし、一般的には、協定書の中で共同企業体の取り決め等々を記載するということになっておりますので、そういったことも考えられるかと思えます。

従来の方式と異なる点といたしましては、総合評価の場合の発注仕様書、入札説明書等々に沿った契約ということになりますので、そういったものを加味した条文というのが考えられます。そういった意味では、今後入札方式決定後に具体的方式の詳細を詰める上で、契約書の様

式等についても具体的な検討を進めていきたいという考えです。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひ、先ほども言いましたけれども、地域経済の発展、これは公共調達指針にも書かれていますよね、同じことを言うんですけれども、地域経済の発展ですとか地域企業、地元企業の育成という観点を最大限配慮して、ぜひ地元企業が主体性を持って工事に参加できるようなことに最大限お気遣いをいただくとお願いして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、2番目の質問といたしまして、台湾との各種交流事業について、何点か御質問させていただきます。

初めに、これは総務費のまちづくり推進事業費の中の国際交流地域間交流事業という中に、日台親善協会訪台事業200万1,000円という事業費が載っております。これに関連して質問をまずさせていただきますが、まず初めに、ここに日台親善協会という文言も入っておりますが、1市3町でつくられたというのは、私もその点ぐらひは理解しておりますが、この日台親善協会の設立の今までの経緯とその目的について、まずお答えいただきたいと思ひます。

○副委員長（谷 守君） 東川総合企画室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） お答えいたします。

日台親善協会設立の経緯と目的というところなんですけれども、まずこの本市と台湾との交流の経緯というところなんですけれども、平成20年から23年にかけて、商工労働観光課のほうで、あさひかわ観光誘致宣伝協議会などによって観光のプロモーションを行っていたところなんですけれども、本格的な交流の足がかりといたしましては、平成26年6月に、札幌にあります台北駐日経済文化代表処札幌分処というところがございまして、台湾と日本は正式な国交がないということでございまして、この札幌分処は、外交がある国でいいますと領事館に相当するところなんです、その陳処長という方が市長と懇談をされたことが交流のきっかけということになります。

その陳処長、領事館というところの、国交があれば領事に相当する方ということになります。このときは、陳処長が就任後全道を表敬訪問されている中の一つとして、本市のほうも訪れていただきました。そういった陳処長の計らいもありまして、平成27年8月に、台湾のアマチュア合唱団「竹友男声合唱団」が士別市のほうで公演をしていただきました。

そういったことから交流を深めていきまして、平成27年11月には、本市のスポーツ課と商工労働観光課の職員が、これまでのそういった協議会などによらずに、独自で台湾のほうにプロモーションのほうを展開しております。その際に、ウエイトリフティング団体なども訪問させていただきました。こうした訪問の際にも、この分処の陳処長には御協力をいただいたところ

です。

こうしたプロモーションもありまして、平成28年1月には、台湾を相手とするホストタウンに本市が一次登録されたところであります。こうしたホストタウンの登録とかといったことを

契機に、これを単にオリンピックやパラリンピックといった機会のものだけにすることなく、これを一つの機会として捉えて、地域一体となって交流を推進することが必要だろうという考えのもと、日台親善協会の設立を本市が呼びかけ、昨年9月に設立されたところであります。

構成としましては、委員おっしゃいますように、1市3町で構成されておりました、主に民間ということで展開をしております。会長につきましては、JA北ひびきの西本組合長、事務局につきましてはJA北ひびきが担っておられます。

この親善協会設立の目的としましては、先ほど申し上げましたオリパラだけの台湾との交流を一時的なものということであることとなく、経済交流ですとか観光や文化交流、そしてスポーツ交流や教育交流などへと発展させるということを目指すものであります。

また、この1市3町という枠組みが、着地型の観光協議会などと同じ構成でありまして、これらとも連携のもと、インバウンドなども積極的に取り込む中で、幅広い分野で人的な往来を通して、友好親善と地域の振興という部分を目指しているというものであります。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、今、親善協会の設立の経緯等々御説明いただきましたが、このいわゆる新年度予算の日台親善協会訪台事業というこの事業の中身というか概要、そしてこの事業の目的について御説明いただきたいと思えます。

○副委員長（谷 守君） 東川室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） 新年度におけます日台の関係の事業の概要と目的等について御説明させていただきます。

大きく分けまして、事業が4種類予定をしております。

一番大きいメインとなる部分につきましては、首長の訪台事業というところでございまして、交流の推進、それから台湾との交流を進めていきますには、先ほどの札幌の陳処長からも、トップセールスが効果的であるということや、行政機関に加えて、議会からも訪問するということが効果的だという助言をいただきました。そういったこともございまして、この親善協会を構成します1市3町の首長と議会でもって台湾を訪問するというところでございます。

目的としましては、観光や経済交流、教育旅行、文化、スポーツ交流、合宿などといった部分の交流推進を図っていきたいというふうな部分でございます。

あわせて、その際には本市からは職員も同行して、プロモーション等を行ってきたいというふうにご考えております。

続きましては、日台親善協会が台湾を訪問する事業への補助ということも予定しております。交流推進と経済交流の実現に向けまして、1市3町の協会役員による台湾訪問といったようなところを予定しております、これについて補助をしていきたいというふうにご考えております。

3点目としましては、その日台親善協会が台湾を訪問する事業について、本市からも職員が同行してプロモーションをしていくということをご考えております。

4点目としましては、教育交流についての研究についても、これを予定しているというところでございます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、4つあるということですが、それぞれ予算の内訳等が多分決まっているでしょうから、そちらのほうの説明もお願いしたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 東川室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） 新年度、親善協会訪台事業等の予算の内訳についてでございます。

1点目のまず首長の訪問する事業ですけれども、事業費としましては、市長初め職員の旅費として50万円を見てございます。そのほか通訳などの役務費で20万円、報償費として5万円、そして、プロモーションに際しての賄いとして20万円、需用費の合計としては95万円を予定しております。

ただ、旅費を除く通訳などの役務費などにつきましては、1市3町の共通経費というふうにもなりますので、これにつきましては3町と案分していくというふうな形で予定をしております。

続きまして、その親善協会が訪問する際の補助という部分ですけれども、これにつきましては旅費として大体69万円ということで、今回の訪問では6名ぐらいが訪問されるだろうというふうな形で予定しております。その旅費として69万円、そのほか通訳等の役務費などを合わせまして、需用費全体では90万円を予定しているところであり、これを1市3町で案分して負担したいというふうを考えております。その案分された負担分として、本市からは参加者が多いということもございまして、58万5,000円の予算をしております。

ほかにも、親善協会が訪問する際の本市職員の旅費として26万6,000円を予算計上してありますし、教育交流研究としましては20万円の予算を考えているところでございまして、総額200万1,000円というふうになってございます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これは大きな事業4つありまして、2、3は、特に2番目に言われた協会の台湾訪問への補助というのはその補助という形でいいんですけれども、この首長それぞれ訪問するというので、これはそれぞれの1市3町、主催がどこという意味ではないんですけれども、これ日台親善協会が主催というよりも、1市3町がそれぞれ主催というかトップになりながら予算を案分するところも含めまして、案分はさっきの話で、1市3町がそれぞれ直接事業費を使って行くということでもいいんですか。

○副委員長（谷 守君） 東川室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） お答えいたします。

首長の訪問につきましては、それぞれ3町でも事業を予算化しております。今回予算計上

している分については、あくまでも本市の職員の旅費だけということになってございます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 4つ目の教育交流研究、20万円と見ていますね。その中身を、もし決まっていれば簡単に御説明いただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 東川室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） 教育交流の研究ということで、小・中学生の教育旅行の実現に向けて考えているところございまして、そういったのが実現できた暁には、通訳等の費用、そして引率に係る費用といったようなところで旅費等を見ているところでございます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これは、先ほど2つ目の事業として、日台親善協会のほうに台湾訪問への案分した補助金等々ということで、この中に含まれていますが、それ以外に、日台親善協会への29年度、本市から何か運営的な補助があるのかないかと。それから、その協会自体、現在まで、設立してそんなにたっていないので、そんなに動きはないのかもしれませんが、その辺の活動も含めて御報告いただければと思います。

○副委員長（谷 守君） 東川室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） 日台親善協会活動の状況ですけれども、委員おっしゃるように設立後まだ間もないということで、具体的な動きという形にはなってございません。

昨年9月に設立総会を開催した際には、札幌の陳処長を囲んだ懇親会を初め、10月には台湾の建国を祝う催し、これが札幌で開かれているんですけども、そちらのほうに親善協会として参加したというふうにお聞きしております。

また、今年2月には東京の文化代表処、そちらの処長が北海道のほうに来られたというふうにお聞きしております。親善協会に祝賀会の御案内をいただいたというふうにお聞きしております。そこに会長が参加したというふうにお聞きしております。

また、来週の3月22日になりますけれども、みなくる主催にはなりますが、ここに親善協会も共催という形で台湾文化を知る講演会が予定されておまして、今年の分の親善協会としてはそういったような動きになろうかというふうに思います。

あと、新年度の関係につきましては、これから総会を行い、事業を決定されていくということですが、今、お聞きしている分としましては、親善協会役員による訪台、そして経済交流に向けたセミナーの開催、ほかに台湾団体が本市に来られた際には、そういった方々の歓迎会、ほかには記念行事などへの参加というようなことをお聞きしております。本市からはこの親善協会の運営に係る補助というものは予定しておりませんで、今回その訪問に係る事業についてのみ本市では補助するという予算にしております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） もう一つ、ホストタウンにかかわっての台湾等含めた交流が載っております。これは社会教育の保健体育総務費のホストタウン推進事業ということで、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたホストタウン構想の第一次登録のもと、台湾とのスポーツ交流初め多角的な総合交流事業を発展するようになっておりまして、総額216万円ということで予算が計上されていますが、まず、このホストタウン推進事業の概要とそれぞれ目的を簡単に御説明願いたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 加納合宿の里推進室長。

○教育委員会合宿の里推進室長（加納 修君） お答えを申し上げます。

まず、国が進めるホストタウンの目的でございますけれども、2020年の東京オリンピック大会に向けて、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興などに資する視点から、参加国、地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図る地方公共団体をホストタウンとして全国各地に広げるといった目的でございます。

現在、三次登録まで進んでおりまして、全国138件登録をされておりまして、相手国、地域は63に上っております。士別市は第一次登録、44団体の一つとして、昨年1月に、相手国は台湾、競技種目はウエイトリフティングということで登録をされておりまして、

次に、29年度の本市のホストタウン事業の主な内容でございます。スポーツ交流、文化交流、体制の構築ということにしてございます。

一つ目はスポーツ交流、176万円となっておりますが、何といたってもホスト登録はウエイトリフティング交流ということになっておりまして、昨年11月には、東京で開催されましたアジアジュニア大会に来られた台湾の体育協会の会長、台湾のウエイトリフティング協会の会長でもあります張会長ですけれども、東京に市長が出向きまして誘致活動を行いました。そのほかにも事務局にしょっちゅう連絡をいたしまして、積極的な招致活動を今展開をしているところです。

29年度は台湾師範大学とのウエイトリフティング部との交流を予定しております。経過といたしましては、士別ふるさと大使であります岡田純一早稲田大学の教授でございますけれども、ウエイトリフティングの監督をしております。相手方の国立台湾師範大学のウエイトリフティングの監督、以前から非常に親しい関係によりまして、今年度から合宿をされているということで、実は、1月に行われた早稲田大学の台湾合宿に私も同行いたしまして、ぜひとも士別にも来てくださいということで招致活動をしてまいりました。

何とかかなりそうでありまして、基本的に相互交流でありますので、今年は台湾に行ったので、来年は台湾から早稲田大学に来ることになります。その後、士別市に移動をして合宿を開催をされるということで、一応約束にはなっておりますけれども、ただ、台湾、今年ユニバーシアードの開催の年として、8月中旬から下旬にかけて、国を挙げて準備を今進めているところで、この師範大学のウエイトリフティング部も運営の主体ということになっておりまして、なかなか

か日程、派遣人数、決まってこないところで、ちょっと心配なところはあるんですけども、現在のところおおむね男女13名で、9月上旬に1週間から10日間受け入れるという予定でございます。9月10日からは、本年3年連続となります日本ウエイトリフティング協会の合宿も予定されておりまして、そこと台湾との合宿が開催されると、日本で初かなということでございます。

台湾のウエイトリフティング競技レベルは、一昨年の世界選手権、男子23位で、日本が24位でありまして、女子は台湾が6位で日本が8位ということで、非常に拮抗していますけれども、台湾の53キロ級の選手はロンドン、リオオリンピック優勝しているというようなすばらしい選手でございます。

ごめんなさい、ちょっと長くなりました。

次には、2番目にスポーツ交流の2点目として、高雄とのスポーツ交流、35万円を組んでおります。先週、内閣官房の東京オリパラ推進本部の羽生参事官と国内で台湾を相手国としている自治体、名寄市、御殿場市等と一緒に訪台をしてみました。非常にゆったりとした国柄でしたけれども、高雄市の政府というのが、非常に今回、台湾交流協会のお力ですとかいろいろな関係者のお力で、高雄市の范教育局長さんからいろいろなアプローチをいただきました。

一つは、ウエイトリフティング交流でございまして、非常に高雄市、オリンピック選手3人を輩出している強豪の協会でありますし、高校も高校でチャンピオンということがありまして、その交流をぜひとも進めましょうというのが一つと、中学、高校の教育交流、これもぜひとも進めましょうという話と、3番目は、高雄マラソン、2万人参加する大会なんですけれども、これと土別ハーフマラソン大会、交流を進めましょうというお話をいただきました。

教育関係のトップの提案でございまして、しっかりとした準備を進めていきたいなというふうに思っております。

そのほか、教育文化交流については、先ほどもありましたけれども、台湾、高雄との交流、教育交流、あるいはウエイトリフティング交流を進めてまいること。それから文化交流についても、さきほど説明のありましたみなくるの「知って得する台湾の文化」ということも今年もやりますので、継続して関係団体と文化交流を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 聞こうと思いましたが、長いので、次にいきます。

それで、2020年に向けて、ホストタウン事業の年次的計画というのは、これからどういう段階で、2020年に向かってホストタウンの事業のイメージ、官邸のホームページにもいろいろ書いてあります。本市としても、本市版の今後2020年に向けた動きというのがあります。大会終了後も継続した交流をしていこうということがホストタウン構想の柱なんですけれども、今年はこのことをやるんですけれども、あと、来年、再来年と、オリンピック・パラリンピックに向けて年次的にステップを踏みながらやっていくという計画のようなものは、現時点では

お持ちなんですか。

○副委員長（谷 守君） 加納室長。

○教育委員会合宿の里推進室長（加納 修君） お答えをいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催まで3年ということでもあります。国のホストタウンの交流の相手としては、大会に参加するために来日する選手、それから大会参加国、地域の関係者、日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流と、3者を用意されています。3番目の日本オリンピック・パラリンピアンについては、士別市はオリンピックデーラン等々で非常に交流は盛んになっておるといふことなので、1番、2番、相手国である台湾の関係者をいかに多く受け入れることができるかということであろうかなと思います。

まず、次年度、2017年は、先ほど申し上げました台湾師範大学とウエイトリフティング協会、受け入れをしっかりと、市民と丁寧に受け入れることが一番大切でありまして、好印象を持ってもらえれば更に進んでいくのかなというところと、本市とウエイトリフティング協会との交流協定書というものを今準備をしているところです。そこが結びつけば更に進んでいくだろうと。そして、高雄との交流の計画、これもしっかり立てていきたいということでございます。

いずれにしても、今年計画を立て、2018、2019はそれを実施に移していく。そして日台親善協会との連携も深めてまいりたいというふうに思っております。

2020年東京オリンピックでは、事前合宿をしていただいている日本選手団、そしてホストタウンで交流をしている台湾選手団に、市民の応援を背に、東京オリンピックに挑戦してもらいまして、できればオリンピックには士別市民も東京に応援に行けるといふようなことで、交流の頂点の年にしたいなというふうに思っています。

いずれにしても、スポーツ交流を契機に、教育、文化、そして経済交流に波及をさせることが大切かなというふうに思っております。

国が推進している東京オリンピック以降の交流についても、相手国、そして末永く交流を続けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 最後に、ホストタウン事業、これ本市が独自に一次登録されたものです。

先ほど質問させていただきました日台親善協会、これは1市3町でつくられたものですが、これはホストタウンをどんどん進めるにおいて、日台親善協会、1市3町ですから、士別市のホストタウンのことばかりどうのこうのという進めづらい部分も正直言っているかと思っております。かといって、これ非常に関係深いことになるかと思っておりますが、そのホストタウン事業を着実に推進するために、この日台親善協会とどういう関係を持ちながら進めていくお考えがあるのかをお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 東川室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） お答えいたします。

本市が一次登録されましたホストタウンにつきましては、先ほど加納室長から御答弁させていただきました。オリンピックを迎えた際には、台湾のウエイトリフティングチームの直前合宿というものを想定しております。しかし、大会の前後につきましては、スポーツ交流や文化交流、経済交流などについて交流を図っていくということが目指している姿でございます。

ホストタウンにつきましては、名寄市も台湾を相手としておりまして、この成功に向けては士別市と名寄市が連携、協力のもとにこれに取り組んでいるところであります。ホストタウンの成功はもちろんのことですが、台湾との交流につきましては、単に行政だけではなく、多くの市民の理解と協力のもと、これを進めていかなければならないと考えております。

和寒につきましては、中学生の教育交流という事業を既に実施しておりますし、剣淵町につきましても台湾絵本プロジェクトを進めており、3月には一定の形を見るというような情報もお聞きしておりますし、また、サイクリングのツアーなども予定されているといったようなこともお聞きしております。そうした今回のこうした機会をチャンスとして捉えて、民間レベルでの交流推進に向けて、親善協会というのが設立されたところであります。

委員おっしゃいますように、1市3町の着地型推進協議会もこの親善協会と同じ構成でありますので、これまで同様、スポーツ課はもとより企画課、そして商工労働観光課など、行政内部の情報交換というものを密にしながら、民間団体であります親善協会や着地型の推進協議会、そしてオリパラの推進事務局、そして台北駐日経済文化代表処、そして名寄市などもさまざまな人的なつながりを十分に生かして、これらと連携して台湾交流という部分を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） まだ井上委員の総括質疑が続いておりますが、昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午後 0時00分休憩)

(午後 1時30分再開)

○副委員長（谷 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。

井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、水郷公園整備費ということで、わくわく水郷公園再開発事業に関して質問をさせていただきます。

新年度2億6,152万7,000円というかなり大きな金額が予算されております。これ当初3年間で進めるという予定だったんですけれども、国の交付金が予算していた部分より大幅に減額される等として、工事が非常におくれているというわけなんですけれども、まず1点目は、この2億6,000万円ほどの予算で、新年度で全てこの水郷公園の開発事業を終了されるのかという

ことと、それと、これ27年6月にいただいた資料ですけれども、このほかにも水郷公園の再整備基本計画というのがありますけれども、こちらに載っております各市民から御意見をいただきながら等として決めましたこの基本計画にのっとして当然進めていられるかと思いますが、新年度整備する部分において、この基本計画と異なるような部分があるのかないのか、もしくは、この計画どおり進められるのかを含めてお答えいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 工藤建設水道部技監。

○建設水道部技監（工藤博文君） お答えいたします。

まず、計画を3カ年ということで、29年度の完了ができるかというような御質問ですが、今、この再整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用しまして、3カ年で完成をしたいという目標を立てまして進めてきておりますが、今、井上委員からもお話がございましたとおり、交付金の配分額、これが着手時から減額をされております。その状況は今も変わっていないんですが、昨年4月、市長の定例会見でもお示しをいたしました。この交付金の配分の状況によっては完成が延伸する可能性があると考えております。

それと、基本計画からの変更点についてですが、主な施設についての変更はございません。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ちょっと確認しますけれども、新年度、国の交付金含めて地方債ありますけれども、あわせて一般財源2億6,100万円何がしという大きな予算を組んでいますが、これが全部執行したとしても、29年度内には終わらないで、一部30年度以降にも残る可能性があるということですか。

○副委員長（谷 守君） 工藤技監。

○建設水道部技監（工藤博文君） お答えいたします。

平成29年度、現在予算計上させていただいております予算全て執行した場合は完成となります。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、これが交付金含めて、後ほど聞きますけれども、全て予算どおりに執行できるというようになった場合、29年度でおこなっていた部分、かなり追いつけさせなければならないというか、その部分で相当な整備をされるのかと思いますが、主な29年度の整備の内容を御説明いただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 鈴木土木管理課主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えいたします。

平成29年度の事業内容につきましては、まずは、交付金事業といたしまして、つくもビーチ、あとトイレの更新、バッテリーカーコースの更新、ベンチの更新を予定しております。

また、単独事業といたしまして、管理棟の新築及び周辺エントランスの整備、あと花時計な

どの景観広場の整備、園路、ランニングコース、あとパークゴルフ場の整備と遊具広場周辺の整備を予定しております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） もう一回確認しますが、今御説明いただいたのが全部29年度に整備できれば、29年度内に終了ということによろしいのでしょうか。

○副委員長（谷 守君） 工藤技監。

○建設水道部技監（工藤博文君） はい、そのとおりです。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、当初、このつくも水郷公園整備基本計画に構想が、計画たくさん載っております。最後のほうのページになるんですけども、概算工事費、これはもう常々3億5,000万円という形で発表されておりました。こちらにも工事費の総括としまして、各ゾーンですとか各広場、管理棟、トイレ等々の概算の工事費がそれぞれ載ってまして、合計が3億5,000万円ということで進められましたが、その後、資材費、労務費等々上がっているということで、いろいろな他の公共工事にも関係はしてきているわけですが、現実はこの水郷公園の今後、29年度これが満額できたとして、最終的にこの通算の概算工事費が当初の3億5,000万円でおさまるのか、もしくは超える部分があるのか、超えたとしたら、それらの要因を含めて御説明をいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 工藤技監。

○建設水道部技監（工藤博文君） お答えをいたします。

現在の29年度の予算を合わせて総額3億9,090万円になる予定でございます。当初計画から4,090万円増額となっております。これら増額の要因といたしましては4点ほどございます。

まず、委員からもお話がございました人件費等、また諸経費率、これらが上昇しております。これらの影響分としまして2,100万円。

次に、つくもビーチでございますが、ここで使用する水ですけれども、計画段階から地下水を使用するというのも検討を重ねてきたわけですが、利用者の皆さんに安全な遊び場を提供したいということで、水道水を利用するという選択に至りました。この水道水については、循環方式ということで、ろ過をしながら循環をさせて使用するという方式を今考えております。その設備費で1,000万円。

次に、管理棟なんですけれども、管理棟について、水郷公園の冬期間のイベントにその管理棟を使用できるかどうかということで、観光協会のほうとも協議をさせていただきました。その中で、管理棟のトイレ部分、これについては冬期間使用できるようにという要望がございましたので、その結果、建物の断熱、トイレ周りの断熱ですが、それと配管等の防寒性能の向上ということで740万円。

最後に、ゴーカートを4台更新する計画でございました。計画当初は、現在使用していますゴーカートと同等のものということで単価等を決定していたんですが、そのゴーカートが今製造が中止になってしまったということで、再度単価の調査をいたしました。そうしますと、250万円ほどその4台分で単価が上昇しているといった状況でございます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ちょっと細かいことを聞きますけれども、ゴーカートは、今あるのは全部使わないで、新しいゴーカートを4台用意するんですか。それとも使えるのは使うということなんですか。

○副委員長（谷 守君） 鈴木主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えいたします。

ゴーカートにつきましては、使えるものは使いながら更新していくというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これもついでに聞くんですけども、これ管理ですね、ゴーカート、今夏場を中心に管理をすることになるんですけども、新年度、更新、新しいものも入れながら、30年度以降、完成したとすれば、その後のゴーカートの管理というものも現状と変更になるとかならないとか、その辺はまだ決まっているか決まっていなくても含めて、答えられる範囲で結構です。

○副委員長（谷 守君） 鈴木主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えいたします。

管理の部分につきましては、現状、今ポート乗り場、あとゴーカートコース、あとバッテリーカーを管理していただいておりますが、今後、管理棟も増えてくることから、人数を増やして管理していただくというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、今度財源のほうをちょっと何点かお聞きしたいと思います。

まず、先ほど来申し上げます事業費が全体で2億6,152万7,000円となっておりますが、この中で地方債となっております。地方債が2億510万円となっておりますが、この地方債の種類、どういった地方債なのかお答えいただきたいと思っております。

○副委員長（谷 守君） 鈴木主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えいたします。

起債につきましては、現在過疎債を借りる予定でございます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これ、ずっと今まで続けていますけれども、今さら聞くのも失礼ですが、今年度、前年度含めて、ここに使われた地方債というのは全て過疎債で対応されていたのでしょうか。

○副委員長（谷 守君） 鈴木主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えいたします。

今まで使われた起債につきましては、全て過疎債ということになっております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、過疎債は7割戻ってくるという意味で、非常に有利な起債ということで、非常に望ましいことだと思います。

問題は、その左側に書かれております国・道支出金ということになっておりまして、これは先ほども御説明にありましたけれども、今年度含めて、今までは社会資本整備総合交付金を利用されていたということですが、新年度におきましてもこの2,450万円というのは、まずその社会資本整備総合交付金、同じ交付金ということ想定されていらっしゃるのでしょうか。

○副委員長（谷 守君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） お答えをいたします。

街路、公園事業、上下水道事業など、こういった事業についての現在の補助制度、交付金制度の中では、社会資本整備総合交付金が該当することとなっておりますので、引き続きこの交付金を活用することを考えております。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうしますと、これがここ1～2年非常に問題になっていまして、なかなか全国各地から使い勝手がいいというのか、申請しやすい交付金ということで殺到している様子ですから、そういう感じでなかなか満額つかない。満額どころか大幅に削減されてきたという経緯が今までありますので、新年度におきましても、この2,450万円というのが仮に、またちょっと大幅に減額されたという場合の対応はどのようにお考えでしょうか。

○副委員長（谷 守君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） お答えをいたします。

この社会資本整備総合交付金、ここ数年本当に低い配分が続いておりまして、井上委員からも、27年にも第2回定例会でも一般質問をいただいたところでもありますけれども、これが一昨年10%台、そして昨年は40%台といったいずれも低い交付率で、その分事業を先送りをしながらやってきました。

最終年度に当たって、例えば29年度大幅な減額となった場合の対応については、一つには、先ほど答弁しましたとおり、昨年4月、市長の定例会見でも市民の皆さんにもお示しをしているんですけれども、最悪の場合については、この事業を延伸せざるを得ないといったことも一

つにはございます。

このつくも水郷公園の再整備に当たっては、総額3億円、物価上昇等もありましたから、3億9,000万円という事業費になりますけれども、この3割を社会資本整備交付金、これは交付金の採択基準がありますので、交付金対象は3割、残りの7割については単独事業ということで、最も有利な起債である過疎債を適用しながら進めております。

また、あわせて、今年度はつくも水郷公園の事業費が4,900万円、それと、隣接する天塩川水郷緑地のテニスコートのフェンスの更新ということで、1,500万円程度を同時に申請してございます。これは、ルールとしまして、この同じ公園事業の同一パッケージ間の流用については、市町村にその採択を任せるといったことがございます。

ですから、もし削減となった場合の、この削減の幅にもよってでございますけれども、私も事業を推進するに当たっては、やはり限られた事業費で最大の効果を発揮するということが最も重要なことだと考えております。一つには、天塩川水郷緑地に配分となった分をつくも水郷公園に全額投入することで完成を見られるのであればということで、そこも視野に検討をしているところであります。

また、そうした場合においても事業費が不足する場合については、これは本市唯一の総合公園であり、市民のシンボリックな公園を目指して、たくさんの市民の皆さんが参画をする中で取り組んでまいりました。開設から45年たって初めての再整備であります。リニューアルオープンをするに当たっての私どもの最低の整備要件としては、やはり充実した遊具施設、それから水辺空間、樹木などを初めとする憩いの空間、そして公園のランドマークとなるであろう利用者の安全を見守る管理棟の施設、ここでは利用者の方も休憩をしてもらったり昼食をとったり、そういったことを想定してございます。これらについてはほとんどが単独事業費であります。

それで、一番の懸念しているのが、この公園のシンボルとなるであろうつくもビーチの部分であります。ここに約3,300万円、ビーチの躯体で、交付金事業で投入をするということとしております。このつくもビーチというのは、海のない本市にあって、浜辺で水遊びをしているイメージであります。大小さまざまな噴水の演出も予定をしております。ですから、これらが完備した時点で、しっかりとしたリニューアルオープンを迎えたいと、こういう思いで進めてまいりました。

例えば、この不足額を単独費を投入した場合の市民負担、これはもちろん最も有利な過疎債の適用があつてでございます、としたばあい、それから、後年度に再び繰り越すとなったときの物価上昇や何かを含めての新たな負担、こういったものを考え比較検討してきました。そしてまた、リニューアルオープンがおくれることによって及ぼすさまざまな影響、これらをしっかりと比較検討をした上で、例年4月10日ぐらいには第1回目の国からの補助の内示がまいりますので、その時点でしっかりと検討をして、そうしたことをまた議会にも御相談を申し上げながら、市民目線に立った最も有効な手法について見出してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ちょっと一点だけ確認しますけれども、この交付金が仮に減額をされたらすると、地方債の単独事業の部分なんでしょうけれども、この過疎債も連動して減らすということになるのか、それとも過疎債は過疎債で発行して、その分の事業は粛々と進めるのかという、その辺の振り分けはどのような形になるんでしょうか。

○副委員長（谷 守君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） お答えをいたします。

交付金対象事業については、交付金の対象外のものが過疎債適用と。そして単独事業については、全てが過疎債適用という手法で継続してやってきましたので、新年度においてもそのとおりに目指しているところであります。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 公園、本当に長引くと、やっぱり市民の、特に夏中心の憩いの場ですので、余りずるずる長くなると、子供さんを中心に、大きな総合公園として活用が非常に制約されるということになりますので、ぜひ御努力をいただきまして、極力早期の完成を目指していただきたいのと、それと、もう一つ、懸案の水質改善のための水利権の問題等もまだ残っているかと思しますので、そちらのほうも着実に、何とかいい方向に答えが出るように進めていただきまして、先ほど水道水を使って循環という話もありましたけれども、それよりも、自然の水が一定量きちんと入っていくことによって維持費も変わってきますし、その辺もぜひ御努力をいただくということをお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、学校支援地域本部と、それとちょっと関連することを含めて質問させていただきたいと思います。

学校支援地域本部、これは士別市のホームページから出したものですが、学校支援地域本部事業は、地域の学校を支援するために学校が必要とする活動について、地域の方々をボランティア（学校サポーター）として派遣する組織で、いわば地域につくられた学校の応援団ですということで、その目的は、学校、家庭、地域ですね、よく言われるんですけども、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることを目的としているということで、これは社会教育の分野かと思えますけれども、こちらも平成25年から全中学校区ということで、本市の場合は始まっているかと思えますが、まずは、この学校支援地域本部の現在までの動きと主な支援活動等を教えていただきたいと思えます。

○副委員長（谷 守君） 武山社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（武山鉄也君） お答えいたします。

現在までの学校支援地域本部の動きでございますが、事業としましては、平成20年度から士別南中学校区を対象とした士別南中学校区支援地域本部を設置しております。平成23年度からは、南中学校区に加え士別中学校区を拡大した士別市学校支援地域本部を設置しております。平成24年度からは全市小・中学校にその事業を拡大して、平成25年度からは、今委員がおっし

やられたとおり、市内の中学校区に6本部を設置いたしております。

また、その支援活動の体制を築くために、これまでコーディネーターの配置、そして学校教職員へのアンケート、学校サポーターのアンケート、更にサポーターの募集、情報誌の発行などの取り組みを行ってまいりました。

主な支援活動といたしましては、外部講師などを迎える授業支援、ベルマーク収集、本の読み聞かせ、登下校の見守り、部活動支援、学校周辺環境整備などを行っており、平成22年度からは、学校からの要望が多かったスキー授業の支援、平成23年度からは水泳授業の支援を行っております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、第1回定例会の初めに、教育長から土別市教育行政執行方針が示されました。その中に、学校支援地域本部は、学校と地域の関係を「支援」から「連携・協働」へ、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させる、地域学校協働本部への移行を検討する、いわゆるコミュニティ・スクールの導入とともに、地域で子供たちを育てる体制の構築に努めるということでした。

それで、ここに言われておりますこの移行を検討するという、この地域学校協働本部、学校、家庭、地域の連携協力推進事業という形でも載っておりますが、こちらの中身について、まずわかりやすく御説明いただきたいと思っております。

○副委員長（谷 守君） 武山主幹。

○教育委員会社会教育課主幹（武山鉄也君） 地域学校協働本部の件につきましての御質問です。

地域学校協働本部は、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支えるこれまでの学校支援や放課後の活動、土曜日の教育支援など、さまざまな取り組みを総合的に推進していく活動が地域学校協働活動であります。その活動を推進する体制が地域学校協働本部でありまして、これまで学校を中心とした子供の育みというものを、地域全体でそれぞれ活動を総合的に推進していくという仕組みでございます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） よくわからないんですけども、具体的に、今の学校支援地域本部も当然地域入っていますよね。家庭があって、学校があって、それに膨らますような形で今の地域学校支援本部的なものもありながら、更にプラスアルファで広がったような形のものとして理解しているのかどうか、それを具体的に組織的なものはどういう構成になっているのか、もうちょっとお答えいただきたいと思っております。

○副委員長（谷 守君） 武山主幹。

○教育委員会社会教育課主幹（武山鉄也君） 地域学校協働本部の体制ということでの御質問であります。

少し具体例でお話しさせていただきますと、士別市でも、これまで学校支援のほかにも土曜日の教育活動というものも行われております。そこにはやはり地域の方の御支援、指導者がいるわけなんですけれども、例えば、その方を土曜日の活動という子供たちの支援だけにとどまらず、総合的な支援として、例えば、その方を学校授業や学校の教育課程の中で必要とされている人材であれば、そちらのほうにもお手伝いをいただくような、総合的に考えられる仕組みというふうに考えております。

ただ、この本部、活動につきましては、地域の意向を酌んだ柔軟な体制という部分もございまして、形づくりににつきましてはこれからの検討の部分かというふうになります。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これからということなんでしょうけれども、これは文科省のホームページの地域学校協働本部ということで1枚の資料があるんですけども、これには地域コーディネーターがいるとか、その上に市町村レベルで総括コーディネーターを設けるとか、そして施策としては、今の学校支援活動、今行っている学校支援地域本部があつて、また何か重点施策としては、地域未来塾というのを全国3,100カ所ぐらいを予定して、学習がおくれがちな中高生を対象とした原則無料の学習支援を進めるですとか、放課後子供教室、これも重点施策ということになって、本市の場合は似たようなことをやっていますけれども、1万5,500カ所、放課後児童クラブの一体型を中心とする総合プランを推進するとかと、具体的に何カ所、目標なんでしょうけれども、含めて書かれている資料もいただいたんですけども、こういった個別の施策もこれから検討しながら、これから検討すると書いてあるんですけども、どういう形になるかはまだまだこれからということですね。

○副委員長（谷 守君） 武山主幹。

○教育委員会社会教育課主幹（武山鉄也君） 今、委員からお話しいただいたとおり、地域学校協働本部の形としてはさまざまな形が考えられます。当方の地域においても、各地域によっての特色というものがございまして、放課後の活動の部分についても行われている部分等々もございまして。その中を地域の支援、総合的な支援という枠組みの中で今後展開してまいりたいということになりますので、その仕組みづくりをしていきたいというこの地域学校協働本部の考えでございまして。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、目指すんですから、これを今の学校支援地域本部よりかなり広がりを持って進めていくということなんでしょうけれども、目指すからには、これを取り入れるということの長所があるから当然目指されると思うので、その辺を、こういう体制に移行するという上での長所とかメリット、そして現実に新年度から検討されて、実際に制度として移行するという目標は、何年度ぐらいをめどに移行を目指されるのか、お答えいただきたい

と思います。

○副委員長（谷 守君） 遠藤社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（遠藤桂子君） お答えいたします。

その長所につきましては、地域学校協働本部は地域住民や団体などによる柔軟な体制をイメージしており、幅広い層の地域住民が参加しやすい体制をイメージしています。そのため、活動の中から学校との連携強化や他の活動との連携強化が推進されることによって、新たな取り組みの幅やネットワークが広がっていく可能性があります。

また、目指す移行時期につきましては、学校運営協議会の取り組みとあわせて検討していきたいと考えておりますことから、上士別、多寄、温根別、朝日の4地区は平成30年度、市街地区は31年度以降を目指してまいります。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 中心部が平成31年ですね。わかりました。

それで、今ちょっと頭も私こんがらがっていますけれども、先ほどは社会教育の部分で、今も地域学校協働本部ということでお尋ねしたんですけれども、一方、学校教育のほうで、これも教育行政執行方針で述べられておりますが、学校と地域住民の保護者が力を合わせて学校運営に取り組むための新たな制度である学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの導入を目指しますということになっておりますが、さっきコミュニティ・スクールというのを間違っていましたね。地域学校協働本部は地域学校協働本部で、学校運営協議会がコミュニティ・スクールというんですね。その学校運営協議会を目指すということですが、その制度についてまずお知らせいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 増田学校教育課主幹。

○教育委員会学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールというこの制度なんですけれども、こちらにつきましては、近年子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題というものが複雑化、困難化しているという状況があることから、こういった問題解決に学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されているというところを踏まえまして、このコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度を活用することで、学校の運営や学校の課題に対して広く保護者や地域住民の方が参画していただいて、ともに問題解決に当たっていただくという制度になってございます。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これは学校教育ということで、さっきは社会教育で、学校と地域と保護者と、同じような関係で、何かわかりやすいような、わかりづらいようなところがあるんですけれども、これは学校の運営にかかわることということですので、学校長に対して、学校運営協議会というのを今御説明いただきましたけれども、つくるとコミュニティ・スクールと指定さ

れるということで、その学校運営協議会は、校長に対して学校運営の方針を承認する、しないと、多分するんでしょうけれども、そういう部分でこれから進められるということなんですけども、これも中学校区単位でつくるのか、含めて、これも目指すんですから、どういう部分を長所として目指されるのか、また同じように先ほども聞きましたけれども、これの移行時期をどのぐらいを想定して協議をされるのか、お答えいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 増田主幹。

○教育委員会学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

学校運営協議会につきましては、ただいま委員お話のとおり、各中学校区をベースとして設置を目指してございます。この理由につきましては、もともとのこの学校支援地域本部の考え方にあります地域と学校とをつなぐという部分がもともとの根幹にございますので、基本的には各出張所地区、それから朝日地区、まちなかにつきましては、中学校区で、南中校区と、それから士中校区というところの分けて進めてまいりたいと考えてございます。

移行時期についてなんですけれども、先ほど社会教育のほうでもお話しいたしましたが、基本的には、社会教育が進めようとしている地域学校協働本部、こちらの動きと連動した動きということ想定しておりますことから、郊外地区につきましては平成30年度から、市街地区につきましては平成31年度からの運用を目指しているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 先ほどの地域学校協働本部もそうですし、今の学校運営協議会もそうですが、地域の方、地域の方ということで、中学校区単位ということになりますから、限られた地域においては、当然その地域の方は両方兼務でされるということも決して問題はなく、そういう可能性も想定されるということではよろしいのでしょうか。

○副委員長（谷 守君） 増田主幹。

○教育委員会学校教育課主幹（増田晶彦君） 委員お話ありますとおり、各地域、人も限られておりますことから、地域学校協働本部、それから学校協議会等に兼務して発令させていただくとか、嘱託をさせていただくというようなケースも出てくるかと考えております。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） もう一つ聞きますが、そうすると、中学校区単位ですから、例えば地域の皆さんが協議会の委員になられたとすると、そこが中学校区であれば、小学校が仮に2つあるところはないか、今みんな一つ一つになりましたかね。そうですね、それは問題がないですね。

そうすると、学校協働本部と、先ほどお答えいただいたように運営協議会が兼務になる可能性もあるということですが、そこでお聞きしますけれども、先行している近隣の自治体の実例等があればお答えいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 増田主幹。

○教育委員会学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

現在上川管内におきまして、各市町村区内の全ての小・中学校をコミュニティ・スクール化として指定しているところにつきましては、東神楽町、それから占冠村、それから東川町の3町村がございます。また、管内一部の小・中学校にコミュニティ・スクールを設置しているところが南富良野町となつてございます。また、平成29年4月1日より新たにコミュニティ・スクールを導入するところにつきましては、名寄市、それから富良野市、美瑛町の3市町が導入をされるということで聞いております。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 最近、特に富良野、名寄さんあたりは新年度からということなんですが、それより先行しているところもそんなに時間はたっていないんですけども、コミュニティ・スクールを導入してこういう効果があったみたいな事例は、特別今のところ伝わった部分はありませんでしょうか。

○副委員長（谷 守君） 増田主幹。

○教育委員会学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

先行市町村での実施に伴う具体的な効果というところでございますが、基本的に地域と学校との結びつきが強くなるということが成果として見込めますことから、先行した市町村においては、子供たちの遊びや体験活動、こういったところに地域のお年寄りが入っていただくことによって、そういったところの活動に深みが増したですとか、また保護者と、それから地域、ここのつながりができたというところで、例えば4月から転入してきた保護者と地域とのつながりが早期のうちに確立できたということ。それから、学校を中心とした地域ネットワーク、こういったところの構築に役立っている。こういったことが先行市町村から挙げられているところでございます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、どちらもキーワードは学校と地域と家庭とという3者だと思うんですね。地域学校協働本部が社会教育、学校運営協議会制度が学校教育ということにはなっていますが、黙って形だけ見ると、一般市民が見ると、どちらがどちらで何が何だという部分が正直言っていると申すんです。その辺をどうきちんと学校に、同時にこの2つの制度を30年、31年に導入に向けてというときに、きちんと役割をまず理解していただくのと、またこの2つが連動をきちんとしていかないと、これはまずいのかなと思いますので、その辺の連動とか関係をどう、同時に進めるんですから、一見似たような制度に見えるものを、きちんとわかりやすく機能するように、関係性を含めて進められていくのか、お答えいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 水田生涯学習部次長。

○教育委員会生涯学習部次長（水田一彦君） お答えします。

委員おっしゃる地域学校協働本部と学校運営協議会制度との関係はということでございますけれども、学校運営協議会を設置している学校、いわゆるコミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部は、相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していく必要があります。

そのため、双方の推進に当たっては、学校と地域の特色を生かし、学校と地域がともに考え、地域全体が参画していくことでありますので、一体的、効果的に両者の機能を発揮していくよう取り組みを進めてまいります。

また、各地区のそれぞれの特色を生かした体制を構築するために、平成29年度において十分協議してまいりたいと存じます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひ、せっかく進めるんですから、わかりやすく、私はまだ半分わかっていないところありますけれども、やっぱり地域がこれから一つのキーワードになるかと思しますので、ぜひいい方向になるように進めていただければと思います。

次の質問に移ります。

それでは、最後に、国民健康保険事業について幾つかお尋ねをしたいと思います。

29年度予算を見ますと、収入のところでは諸収入がありまして、その下に雑入があって、雑入の中に歳入欠陥補填収入という、もう最近国保会計ではよく出てくる収入なんですけれども、この29年度予算では、歳入欠陥補填収入が4,745万1,000円という形で計上はされておりますが、これは28年度決算によってこの数字が今後どうするかと変わってくるかと思いますが、そういう意味におきましても、28年度の収支決算というのが非常に大きなかわりが出てくるわけですが、今現在で28年度収支、国保会計の見込みをお知らせいただきたいと思っております。

○副委員長（谷 守君） 竹中市民課主査。

○市民課主査（竹中 満君） お答えします。

本年度は入院など高額な医療費の増加に伴い、医療費総体では当初の見込みより高く推移しておりますが、医療費に見合う国・道支出金の交付に加え、高額な医療費に係る共同事業交付金が予算に比べ多く交付されている状況であります。

また、税金についても、前年並みの収納率を確保できる見込みであり、今後調整交付金の経営姿勢分や保険者努力支援制度分の確定、更には残り1カ月分の医療費の状況など、不確定要素がありますが、現段階で約3,500万円の余剰金が発生すると見込んでおります。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、3年間かけて段階的に税率改定も含めて調整をしてきたわけですが、28年度においては、今のお答えによると3,500万円ほどの剰余金が出る見込みだということですが、この剰余金を29年度、これは28年度決算が確定してからの話にはなりますが、この

予想されるその3,500万円ほどの剰余金をどういふふう処理といふか引き継いでいくのか、その方法をどう考えていらっしゃるかお答えいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 竹中主査。

○市民課主査（竹中 満君） お答えします。

決算剰余金については、額にもよりますが、予備費や歳入欠陥補填収入を埋めるための財源とする考えであります。基本的には基金積み立てとして処理する考えであります。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） その全額を基金積み立てするんですか。

○副委員長（谷 守君） 竹中主査。

○市民課主査（竹中 満君） はい、そうです。そのとおりでございます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうすると、30年度、これから聞く質問にも関連してくるんですけども、29年度の決算額に応じて、基金をどこかでまた取り崩すか崩さないかということも含めて、まずは基金に積むんですか。

○副委員長（谷 守君） 竹中主査。

○市民課主査（竹中 満君） はい、委員のおっしゃるとおりで、決算額によって全額使う予定もあります。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ということは、一回そのまま基金に積まないで全額繰り越しをすると、28年度会計にするというのは、いわゆる地方財政のほうと変わるのかもしれませんが、まずは基金に積んで対応をするということなんですね。

それで、28年度の歳入欠陥補填収入予算額は4,732万円でしたね。29年度は、先ほど言いましたけれども、ほぼ同額の4,745万円が計上されています。しかも収入といふか剰余金が、一度基金には積むと言いなながらも、3,500万円ぐらいは基金に積みそうだという状況の中で、こういった決算額を含めて、30年度の税率改定といふのは行わないで済むのか、それとも若干は、それはわかりませんが、一定程度の税率改定をするのか、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤義弘君） 今の御質問で、30年度の税率改定というお話がありましたけれども、29年度の税率改定の関係だと思っておりますが、予算編成の段階において収支不足となる分については税率改定で賄うことを基本としているため、29年度においては28年度と同程度の税率改定が必要だということで見込んでおりましたけれども、現時点での決算見込みにおいて約3,500万

円ほどの剰余金が発生しているということから、税率改定の引き上げ幅については圧縮されるというふうに見込んでおります。

最終的な決算におきまして、更に大幅な剰余金が発生した場合には、引き上げる税率改定を行わない可能性も出てくるものと考えております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） やっぱり国保税は、うちのまちに限らず結構払うのが大変だという方も少なからずいらっしゃいますので、ぜひ上がらないで済むにはこしたことはないですし、上げざるを得ないとしても、極力圧縮した中で行っていただければありがたいと思います。

それで、国保健全化ということで、収支均衡を図っていかうということで、26年度、27年度、28年度と3カ年間で段階的に税率等の引き上げを行いながら、28年度では収支均衡を図るんだということで3カ年進めてまいりました。それで28年度は結果的に3,500万円ほどの、先ほども言いましたけれども、剰余金が出るという状況にはなりましたが、それでも29年度予算は、この予算上は歳入欠陥補填収入を28年度と同様並みに組んでいるといった、こういった予算の組み方の要因というのをちょっと教えていただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 竹中主査。

○市民課主査（竹中 満君） お答えします。

医療費においては、医療を必要とする前期高齢者層が年々増加しており、また、医療の高度化などから、1人当たりの医療費は26年度26万2,000円、27年度27万4,000円、28年度は現段階ですが29万5,000円と年々と上昇しております。

一方、国保税を支払う被保険者数は、各年平均値で、26年度は5,709人、27年度は5,449人、28年度は現時点で5,195人と年々減少し、更に、65歳以上の高齢者の割合が高くなっていることから、必要な国保税額を確保することが難しい状況であります。

このようなことが大きな要因となり、本年度の予算編成時において見込まれる医療費と被保険者数から本年度同様の税率を用いた場合、歳入に不足が生じたものであります。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、28年度決算が剰余金が出るという状況も含めて、全体の税率はもしかしたら据え置きか、もしくは小幅な改定で終わるかもしれないんですけども、そうは言いながらも、新年度から資産割が廃止になると。段階的に縮減してきまして、都道府県化されると、都道府県化の中で資産割がないということですから、それにあわせて廃止の方向で持ってきました関係上、新年度で資産割を事実上なくすということですね。

そうすると、いわゆる応能割、応益割といいまして、応能割は所得割と資産割で、応益割は均等割と平等割ということになっていまして、その応能割と応益割はおおむね50対50でしなさいとなっているかと思うんですけども、その応能割の分の資産割がなくなりますと、応能割

は所得割だけになりますよね。そうすると、全体は変えなくても、所得割の部分を増やさないと、おおむね50対50というのが均等がとれないという可能性がちょっと私の素人考えで思うんですけれども、そうなってしまいますと、この資産割の廃止によって、所得割の税率が新年度更に上がるという可能性が考えられるんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○副委員長（谷 守君） 阿部市民課主幹。

○市民課主幹（阿部 淳君） お答えします。

委員おっしゃるとおり、国保の都道府県化を見据え、26年度から段階的に資産割の減額を行ってきまして、29年度については現行10%の資産割を廃止する予定となっております。その資産割につきましては、応益、応能のバランスというものも考慮しなければならず、現行では50対50と言いながらも、現在53対47の割合で設定しておりますことから、今年度の所得の額の確定を行った後に試算を行い、応能割、それから応益割のバランス、調整をしながら税率改定のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 多分少し上がるんだらうなということだと思いますけれども、それで、今度、都道府県化の話をちょっとさせていただきたいと思います。

昨年の第4定例会のときに、今副委員長として委員長席に座っていらっしゃいます谷委員が一般質問をされております。その中で、北海道が納付金算定の試算結果を昨年11月に出しております、それに対する質問と御答弁がありました。

その後、その11月の分は27年度の数値等を用いて試算されているということなんですが、何か2回目の試算結果が出されているということをお聞きしたんですが、そちらの内容はどんなふうに、また前回の数値等含めてどのように変化して、本市の試算結果がどのように出ているのか、その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 阿部主幹。

○市民課主幹（阿部 淳君） お答えします。

昨年11月の試算結果から、国においても改善が必要な点などが判明いたしました。昨年11月、12月に28年度の決算見込み値と29年の予算値を用いて再度試算を行い、先月の24日に試算結果が各市町村に公表されたところです。この試算結果につきましては、昨年の11月に新聞などの報道がされましたが、今回の試算結果については新聞報道などでは公表されていないところです。

2回目の試算結果についてであります。本年度の医療費が増加していることから、1人当たりの納付金額は、第1回目の試算結果15万2,792円よりも5.7%高い16万1,592円でありました。また、今回の試算結果による本市の納付金の総額につきましては、本年度の歳入予算の国保税の額と歳入欠陥補填収入を足した額の総額とほぼ変わらない額となったところです。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 再計算すると5.7%上昇したということなのですが、このように、特に現行の税率と比較して、本市もそうです、本市以上に、都道府県化することによって税率が大きくなってしまいます。税率というか、北海道に対する納付金ですか、含めて算定が大きくなって乖離して、非常に負担が大きくなってしまおうという市町村が増えてくると思います。

それに対する何らかの対策が市町村に今後行われるのか。まして、更に士別市、本市の国保会計にも適用になるかならないかも含めて、それら今後検討される対策等があるのかないのか含めてお答えいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 阿部主幹。

○市民課主幹（阿部 淳君） お答えします。

被保険者負担の急激な増加を避けるため、1人当たり保険税の対前年度増加率が5%を超える場合には、激変緩和措置として交付金が交付されることとなっております。

本市におきましても、平成27年度1人当たり15万2,577円から、今回の結果、16万1,592円というのは5.9%の増加となり、激変緩和の対象となったところです。2回目の試算時では、およそ全道の4割の69団体が対象となっております。

激変緩和措置の交付金は、最大で6年間交付を受けられますが、対象となった市町村は、交付されている期間で計画的な税率を行うなど、健全化に取り組まなければならないとされております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうすると、激変緩和の交付金が本市も対象になるということですので、これにはまだ入っていませんよね。新年度、29年度に、時期はわかりませんが、交付金が、金額的におおむねこのぐらいというのはわかっていらっしゃるのでしょうか。

○副委員長（谷 守君） 佐藤課長。

○市民課長（佐藤義弘君） 今、激変緩和の対象ということでありましてけれども、あくまでも現在の試算の段階ということでありまして、これがまた、これから3回目になるのか4回目になるのか、試算を繰り返して、最終的なものにしていくということでありまして、今の段階でその激変緩和の額がどのぐらいになるかと、そういったものについてはまだはっきりしていない状況にあります。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 何回試算をするのかよくわかりませんが、場合によっては交付金が来る可能性があるということですね。

最後にお聞きしますが、一番市民、国保税を払っていただいている市民の方が気にされているというのが、30年度から都道府県化をされて、先ほど来いろいろな試算の数字も出て

きましたけれども、実際、国保税はどうなるのと。現状並みなの。下がるということは余り考えづらいんでしょうけれども、下がるのか、もしくは大きく上がるのか含めて、市民の方々の一番気にしているのが30年度以降の国保税がどうなるのということなんですけれども、その辺、今2回目の試算も終わりました、新年度の会計も組まれました、いよいよ30年度から都道府県化されるという状況の中で、本市の国保被保険者の負担が都道府県化後にどう変わっていくのか、その辺に対する今現状での分析をお答えいただきたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 佐藤課長。

○市民課長（佐藤義弘君） お答えいたします。

都道府県化後の被保険者の負担の関係についてですが、現在は各市町村の国保運営を賄う保険料の負担という形になっておりますが、都道府県化後は、北海道が算定して、各市町村が道に納める納付金を賄えるだけの保険税率を設定して、被保険者に負担してもらうという方式に変わります。

また、納付金の算定に当たっては、基準外の一般会計繰り入れなどはないものとして算定されるようになります。

道が公表した試算結果によりますと、本市の所得水準と医療水準は全道平均に近い位置にありますことから、仮算定においては、現行税率と比較して大きな乖離がない状況となっております。このことは、本来必要な保険税額を賄い、国保財政の健全化を図ってきたことも要因と考えておりまして、都道府県化後においては、被保険者の負担水準が大きく上がることはないものと今現在では見込んでいます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） まだ総括質疑が続いておりますが、ここで、午後2時50分まで休憩いたします。

（午後 2時38分休憩）

（午後 2時50分再開）

○副委員長（谷 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。

国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 通告に従い、総括質疑を行います。

まず、一つ目のテーマは、本市の学校給食について取り上げます。

なぜ取り上げたかという、私の問題意識としては、どの子にも食べる喜びを味わってほしいと。どの子にもというところがポイントですね。ぜひそれを意識して質問を進めたいと思います。

第1問です。学校給食センター、新年度に4,932万円の改修整備予算がついていますが、こ

の詳しい内訳をまずお願いいたします。

○副委員長（谷 守君） 佐々木学校給食センター主査。

○教育委員会学校給食センター主査（佐々木芳子君） お答えします。

更新する機器等の内容は、給食提供用食器更新414万6,000円、温水ボイラー更新1,068万2,000円、蒸気ボイラー更新1,066万円、外壁補修工事2,383万5,000円となっております。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ボイラー関係が結構二千数百万円ぐらい占めているということですね。

それで、この学校給食センターが新しくなって以来、大規模な改修としてはこれが一番大きいんですか、それとも以前も大規模な改修がありましたか。

○副委員長（谷 守君） 佐々木主査。

○教育委員会学校給食センター主査（佐々木芳子君） お答えします。

現在の給食センターは平成13年4月から稼働しておりますが、大きな機械等の改修については今年度から更新を実施しております。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 大きな改修としては事実上初めてだということでもいいですね。

それで、第3問になりますが、給食センターは、この間議会でもいろいろと話されていたことの一つに、食物アレルギーの問題があります。食物アレルギーへの対応について、児童・生徒の食物アレルギーについて、今回教育行政執行方針をいただきましたが、2ページに、学校における食物アレルギーについては、関係機関と更なる連携を図り対応しますと、1行半書いてあります。この内容をこういうふうにごうに食物アレルギーについて言及されているんですけども、具体的にはどういうことをやっていくのかお聞かせください。

○副委員長（谷 守君） 高木学校給食センター所長。

○教育委員会学校給食センター所長（高木健史君） お答えいたします。

平成28年4月に、教育委員会で食物アレルギー対応方針、学校における食物アレルギー対応の手引を作成しております。この指針の基本的な考え方の中には、食物アレルギーを有する児童・生徒に関する情報を共有し、緊急時の対処について認識する。詳細な献立表を作成し、保護者からの要望に応じて情報提供するとなっております。

29年度につきましては、各学校での取り組みやアレルギー疾患の対応状況を研修会の開催等を通じて、学校間での情報共有を図っていきたく思っております。食物アレルギーに関するさまざまな事例に対しまして、より一層安全、迅速に対応をとれるように、必要に応じて医療機関や消防機関、保健師等の関係機関と連携をとるように進めていく考えでございます。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 実は、食物アレルギーについては、牧野市長が議員時代に、2008年、平成20年の第3回定例会で質問されています。名寄市や恵庭市の給食センターの例も引いて、食物アレルギーについて対応すべきだと。

それで、牧野議員が市長になられまして、その翌年、私が2010年、平成22年の第1回定例会3月議会で食物アレルギーについて質問しました。そのときの答弁が、児童・生徒、和寒含めて1,950名のうちに122名が食物アレルギーを持っていると。割合にしたら6.25%です。

私、きょう問題意識として、どの子にも食べる喜びが必要なんだと言いましたけれども、やっぱり食物アレルギーを持っている6%、7%の子が置き去りになったらいけないと思うんですよね。なので、そんなこともあって質問したこともあって、ちょっと初歩的なアレルギー除去というんですか、アレルギーの代替食と言ってもいいんですけども、除去食なんて最近は言いますけれども、給食で出る牛乳をお茶にして提供したり、そういったことをちょっと初歩的に行っていたとは思いますが、それはどのくらいの割合の児童・生徒が対象になりましたか。

○副委員長（谷 守君） 高木所長。

○教育委員会学校給食センター所長（高木健史君） お答えいたします。

給食センターでは、牛乳をお茶に代替して提供しております。代替したお茶の数でございますが、平成26年度は小学生3名、中学生2名、27年度は小学生4名、中学生3名、28年度につきましては、小学生7名、中学生6名となっております。

なお、和寒町からの申し出はございませんでした。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、最後におっしゃったことがちょっと聞こえなかったんですけども。

○教育委員会学校給食センター所長（高木健史君） 和寒からの。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 実は、牛乳のアレルギーはそんなに多くはないというか、一番多いのは卵、そば、大豆、米アレルギーなんていう子もいますけれども、まれですけども、ただ牛乳についてアレルギー、あるいは苦手な子についてお茶にしてかえたということです。

それで、これ今、栄養教諭を配置したりいろいろやっていますけれども、やっぱりそこから一歩進んで、名寄市のように、例えばアレルギー除去食の提供を個別に行うということにもし仮に踏み出したりするとすれば、どのくらいの給食センターの整備予算が必要になるのか、お答えできる範囲でお願いします。

○副委員長（谷 守君） 高木所長。

○教育委員会学校給食センター所長（高木健史君） お答えいたします。

アレルギーに対応した給食を提供するとなりますと、調理時や配缶時にアレルギーを引き起こす物質が混入しないように、一般食と引き離れた調理室を整備する必要がございます。名寄

市においては、給食センターの中に献立を試作する部屋がありまして、この部屋をアレルギー対応としており、新たな部屋の改修等は行っていないとお聞きしております。

本市の給食センターには、このアレルギーに対応できるような部屋、間仕切りした部屋はございません。センターの中にアレルギーに対応する部屋をつくるスペースもございませんことから、アレルギーの部屋をつくるとなりますと、相当外側に増築する形になると思います。このため、仮に増築するとしますと、調理等の造成を考えますと、現在の給食センターの北側のほうに増築する形になると思いますけれども、そうしますと、現状の調理機材の位置変更やボイラー、配管等の工事が必要となります。更には、増築部分の調理用の熱源となるボイラーの供給不足がありますことから、今回かえますボイラーの変更、またボイラー室の増築等も必要になってくる予定になっております。そのため、改修費用が相当かかるというふうに見込まれます。

改修費用につきましては、専門の調理メーカー等に聞いておりますけれども、余りにも漠然とし過ぎていて、規模や具体的な部分もはっきりしないので、ちょっと費用については算定は難しいというお話は聞いております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今回、4,392万円の内訳を最初に聞きましたけれども、これだけ大規模な改修をするときに、将来のアレルギー対応を見越して改修するということは一切しないということなんですか。食器なんかも、例えば保育園でアレルギー対応の御飯を出すときに、ちょっと食器の色を変えたり、そういうふうにして配膳間違わないように今しなければならぬので、そういうことをしたりしますけれども、今回の仕器の更新410万6,000円だとか、それからいろいろな造作を変えるときに、将来アレルギー対応をやりたいからここはこういうスペースをとっておこうとか、そういうような発想は今回一切なかったということですか。

○副委員長（谷 守君） 高木所長。

○教育委員会学校給食センター所長（高木健史君） 今回の更新につきましては、蒸気ボイラー等の熱源等改修工事でありまして、全体の改修というふうに考えておりませんでした。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） これは要望になりますけれども、やっぱり今、栄養教諭もいるわけですから、将来的に、今どうこうしろということではなくても、改修のたびにちょっと将来のアレルギー対応も考えて、色違いの例えば食器をある程度用意しておくとか、ぜひそういうふうに一歩踏み出していただきたいと思います。

それでは、給食費のほうに話題を移します。

給食費、今どんな徴収方法があるか。そしてまたその徴収方法ごとに、どのくらいの方が、どのくらい保護者が利用されているか、割合をお知らせください。

○副委員長（谷 守君） 佐々木主査。

○教育委員会学校給食センター主査（佐々木芳子君） お答えします。

学校給食費の支払い方法は、学校集金日に給食袋での支払い、給食センターへ現金での支払い、学校給食会の口座への振り込み、こちらを直接納付としております。そのほかに、農協口座からの口座引き落とし、児童手当からの引き落とし、就学援助からの支払いと大きく分けて4種類ございます。

その利用率につきましては、平成26年度においては、直接納付45.4%、口座引き落とし19.3%、児童手当13.2%、就学援助22.1%、27年度は、直接納付42.3%、口座引き落とし19.8%、児童手当16.5%、就学援助21.4%、28年度は、直接納付41.8%、口座引き落とし19.0%、児童手当20.1%、就学援助19.1%となっております。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 3カ年を見ると、直接現金で納めるか口座に振り込むというのが45%から41%ぐらいに減っていると。その一方で、児童手当と相殺するやり方が13%から20%に増えていると。7ポイントぐらい増えているということですね。

私自身もこの児童手当から子供の給食費を払っているんですけども、結構これ最近こういうふうに変化が出てきて、給食費の払い方、利便性が高まったと思うんですけども、何か課題はありませんか。大丈夫ですか。

○副委員長（谷 守君） 佐々木主査。

○教育委員会学校給食センター主査（佐々木芳子君） お答えします。

児童手当にすることにより、子供たちに現金を持たせることもなく、納付漏れもなくなります。また、保護者が銀行等へ足を運ぶこともないため、保護者への負担は軽減されております。給食費の納付について、毎年保護者に文書でお知らせをしておりますが、児童手当の引き落としについて知らない方もおりますので、文書等を配布し、宣伝していきたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 給食費の滞納は都市部ではかなり問題になっています。士別市の場合は、まちの規模からしても余り給食費滞納が許される雰囲気もないし、以前から滞納については少ないというふうには聞いていましたけれども、最近の滞納についての経過はいかがですか。

○副委員長（谷 守君） 佐々木主査。

○教育委員会学校給食センター主査（佐々木芳子君） お答えします。

滞納額につきましては、平成26年度は76万7,684円、27年度は41万5,775円となっております。今年度は最終集金日が3月16日のため確定はしておりませんが、昨年度より下がる見込みであります。

以上でございます。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 最初に言った平成26年度の額は少し、76万7,000円ということちょっと思っていたより多いなという気はしますが、とりあえずどんどん少なくなっているもので、これ以上突っ込みようはないかもしれません。

それで、次、最近やっぱり子供の貧困という問題がありまして、小・中学校の給食費を無料化する自治体が出てきています。道内の場合、全国に約100自治体あるということなんですけれども、道内は三笠市、空知の三笠市が一番最初だったかなと思います。

現在、給食費無料化という自治体はどのくらいあるのかということと、またその無料化の効果というのは、士別市としてはどんなふうに観察されていますか。

○副委員長（谷 守君） 高木所長。

○教育委員会学校給食センター所長（高木健史君） お答えいたします。

北海道学校給食研究協議会が取りまとめております学校給食運営管理調査票によりますと、無償化している道内の自治体は、三笠市、足寄町、陸別町、小清水町、浦幌町、美瑛町、木古内町、福島町、上ノ国町の1市8町と記載がございます。

士別市の効果とおっしゃいますが、無償化している自治体にちょっとお聞きしたんですけれども、保護者の負担は少なくなるため、無償化で浮いた部分をほかに振り分けられていると思われるということですが、目に見えて効果というのは不明であるということでありました。私もまだそこまで、ちょっと効果については検討していないところであります。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 人間の胃袋の大きさは決まっていますから、例えば無料化したから以前より5倍食べるとかと、そういうことはないわけで、だから、結構この無料化という、1市8町の無料化という施策はいいんじゃないかなと。美瑛町なんか、上川ですけれども、いろいろな学用品も、就学援助を受けていなくても美瑛の子供であればいろいろな学用品なんか入学のときに支給されるし、給食費もただということで、子育て世帯が移住する一つのきっかけになっているというふうに私は聞いています。

それで、今ここの質問してきたんですけれども、ふるさと給食、新年度から年8回に拡大されるということで、それは歓迎なんですけれども、やっぱりその中でアレルギーの子供だけが取り残されるということのないように、もう一度お願いしておきます。

最後に聞きたいのは、士別市で給食費を仮に無料化した場合の財源ですね、高校は東高に給食出していますけれども、高校は義務教育ではないので、一応小・中学校全ての場合、給食費無料化すると、財源はどのくらい必要かお聞きします。

○副委員長（谷 守君） 高木所長。

○教育委員会学校給食センター所長（高木健史君） お答えいたします。

小・中学校全てに給食費無料にした場合ですけれども、財源的には約7,000万円必要かと思っています。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 次に、小学生、小学校1年生から6年生まで全て無料化した場合の財源は幾らぐらい必要ですか。

○副委員長（谷 守君） 高木所長。

○教育委員会学校給食センター所長（高木健史君） 約4,500万円でございます。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 最後に、小学校1、2、3年、低学年といいますか、半分に切って、小学校1年生から3年生まで無料化した場合は幾らほど財源必要になりますか。

○副委員長（谷 守君） 高木所長。

○教育委員会学校給食センター所長（高木健史君） 約2,000万円でございます。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 小・中学校全て7,000万円、小学1年から6年で4,500万円、1年生から3年生まで限定した場合は2,000万円と必要な財源額が出ましたが、この場ですから言いますけれども、今度市長に出られる方、ぜひこれを公約に、ぜひこのどれか無料化するような公約をぜひ出していただきたいと思います。それを申し上げて、この給食についての質問を終わります。

次のテーマは、未就学児の保育、教育の制度のあり方についてであります。

今回この問題を取り上げたのは、私の専門分野ということもあるんですけども、実は、一般会計の予算がぎゅーっと今回縮まっている中で、保育所に係る費用は9%増えている。それは、予算書の108ページを見ていただくとわかるんですが、保育所費ですね、これ保育所費というのは市の市立保育所ですね。あいの実、北星、あさひの主に3保育園と、ちょっとほかの事業もあるんですけども、保育所費ですね。前年度が当初予算で1億9,500万円だったのが、今回当初予算で2億円突破していますよね。予算自体はぎゅーっと絞り込まれた中で、保育所の予算は10%近く増えてきているということがあります。

財源は一般財源から1億4,000万円、66%、そのほかに、いわゆる地方消費税交付金ですか、消費税が上がった分の財源から出ているということになるかと思っています。

これから皆さんちょっと驚く話をしたいと思うんですが、何と士別市でも保育所の入所待機児童がいるということです。まず、去年の話からしますと、北海道が調べたところでは、今年の4月1日で、札幌では潜在的待機児童というジャンルになる子供が761名、旭川では134名、この辺は都会だからわかりますよね。ところが士別でこの潜在的待機児童が2名というふうに報道されたんですけども、この詳細について、原因というか、どういう状況だったのかお話し

してください。

○副委員長（谷 守君） 東川保育推進課参事。

○保育推進課参事（東川由美君） お答えします。

士別市において待機児童が2人という報道については、昨年の4月1日現在で、北海道が潜在待機児童等について調査を行い、8月に公表したものであります。

平成28年度の入所の申し込み期間は平成28年2月1日から15日までとなっており、その期間に申し込みをされた児童は全員入所しましたが、申し込み期間後の2月下旬と3月の下旬に申し込みをされた児童2名が、道の定義とする潜在待機児童として報道されたものです。

道の潜在待機児童の定義は、認可保育園以外の保育施設等を利用していたり、保護者が育児休業中、求職活動を休止したり、私的理由等により待機している児童です。

待機の理由としては保育士不足によるもので、保育士の補充に伴い、8月及び12月にそれぞれ入所し、解消されたところです。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、答弁いただいたところによると、大きな問題があつて待機したということではないと。いわゆる市の保育所への入所待ちが、たまたま保育士が不足していたので入れない状況にあつて、年度途中で入ったということで、そんなに待機、待機と騒ぐような案件ではなかったということだと思います。

第2問なんですけど、この春、今3月ですけれども、4月から士別市立の保育所へ入れないと。入所待機児童が結構な数で出ているということなんですけれども、大体どのくらいの数出ているのかということと、原因について答弁願います。

○副委員長（谷 守君） 東川参事。

○保育推進課参事（東川由美君） お答えします。

あさひ保育園を除く市立保育園では、平成29年度の入所申し込み締め切り日である2月14日時点では、保育士不足のために待機児童が20名となっておりますが、保育士募集において保育士の一部が確保されたことと、及びほかの保育施設の利用などから、現在待機児童は8名となっております。この8名については、就労を希望されているものの就労に至っていない方、また、既にほかの保育施設を利用されている方であり、先ほど申し上げた潜在待機児童となっております。

待機児童が生じている原因としましては、保育園の定員を超える入所希望があつたこと、また、入所児童のうち、特に乳児の入所が多くなっていることなど、保育士が不足していることが要因であります。保育士の確保に努めているところです。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 原因が出ましたね。端的に言うと保育士不足。

これ、きのう斉藤 昇委員の総括質疑で介護の業界の話が出ましたけれども、介護業界は260人の働いている方のうち半数が無資格だという話も出ていましたが、保育園の場合、特に

認可保育所の場合は無資格の人は働けないですよね。だから、必ず保育士の免許を持った人を採用していかなければならないんですけども、実は今、保育士、全国的に不足もしているし、士別市のようなところはすごく不利なんですよね。なぜかという、都会にスカウトされていく、保育業界では今保育士の紹介会社なんていうのができて、保育園にいとファクスがいっぱい入ってきて、この人紹介するから紹介料をくれやというふうな連絡まで入ってくるんですよ。

やっぱりなかなか郡部、地方で保育士を確保していくのは難しい。名寄に保育士の養成している大学がありますがけれども、そこを卒業した人はもう早々と、都会のほうから、田舎で働くよりは高く雇うよというふうにもうスカウトが来るんですね。なので、保育士を確保、今答弁の最後で保育士を確保していきますとおっしゃっていましたがけれども、どのように確保するのか。

市立病院のように、看護師の修学資金設けていますけれども、例えばそのようなものを保育士についてもつくっていくのか、あるいはほかの方法で確保していくのか、ちょっとその確保についての考え方をお聞かせください。

○副委員長（谷 守君） 石川保育推進課長。

○保育推進課長（石川一恵君） ただいま、国忠委員から、これからどのように確保していくかということでありましたが、今、市の保育士確保の取り組みは、士別の新聞、それからハローワーク、ホームページ、名寄市立大学のフェイスブックなどの求人など募集にも加えまして、実際に士別市で保育実習生を受け入れておまして、その際に保育士確保の依頼を行うとともに、近隣の名寄の大学、それから旭川の大学にも昨年は学校訪問に行つて依頼していたところがあります。学校への求人募集の依頼送付のほか、内定情報の確認のほか、潜在保育士への声かけなども今しているところです。

その結果、今のところは一定程度なされているところなんですけど、現段階ではこれまでの取り組みを引き続き行っていく予定であります。

また、北海道におきましては、平成29年度に保育士確保対策の一環としまして、保育士修学資金貸付事業を実施する予定であることから、今後その詳細な内容が示された段階で、各保育現場や高校などへ情報提供を行いまして、情報の共有を図りながら保育士の確保に努めて、今までと同様に安全・安心な質の高い保育を行っていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 安倍内閣は来年の3月末、新年度ですね、来年の3月末までに待機児童をなくすんだというふうにおち上げましたけれども、多分かなり難しいとは思いますが。

首都圏でどんどん保育園もできているし、保育士も必要とされるものだから、どんどんやっぱり都会に行ってしまうと。だけれども、士別のような落ちついたところで働きたいという方もいると思うので、その辺は十分市民挙げて保育士確保していきたいと思つています。

それで、ちょっと戻るんですけども、あいの実保育園と北星保育園の待機児が当初20名だったのが今8名になっていると。それで、その8名の方の保護者はまだ就労に至っていないとかいうふうに、いろいろ条件が違うわけです。こういう待機児童がいるときに、入所判定基準ですね、いわゆるどの子供、あるいはどの親が入所を優先されるかということで、士別市の場合もポイント制にしていると思うんです。このポイント制についてこの際、説明を願いたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 青木子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

入所判定に係るポイント制につきましては、入所申し込み数が入所可能数を超えた場合に、保育の必要性を判断するために保護者の就労の状況、それから世帯状況等を点数化して、優先順位を決めるものであります。

具体的な項目につきましては、先ほどお話ししました就労の状況のほか、産前産後の状況、それから病気、同居の親族の介護、それからひとり親、子供の数などにより点数化している状況です。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 例えばひとり親、いわゆるシングルマザー、シングルファザーの場合は優先されるとか、子供が3人、4人と多い場合も優先されるとか、そういうような条件づけが各種にわたっているということで、このポイント制、いろいろな自治体で、特に首都圏の場合はもう「保育園落ちた。日本死ね」とかと去年も言っていましたけれども、もうとにかく誰を優先するかということは公平性が必要ですので、すごく精緻に詳しくポイントが細かくなっているんですね。

旭川市なんかもそうなんですけれども、最近はこのポイントの中に、就労はもちろん働いていけば優先されるんですけども、働いていなくても学校に通う就学、職業と直結した就学がありますよね、看護学校とか、美容師の学校とか、いろいろそういう就学とか、あと職業訓練、今職訓と言わなくて人材活用センターとか何とかという名前になっていますけれども、そういう職業訓練に通う場合の優先に、このポイントについて、士別市は、これは就学と職業訓練についてはポイントの中に入れていないという認識でよろしいですか。

○副委員長（谷 守君） 青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

就学、それから就業の訓練などにつきましては、今年度までは入所判定基準のポイントには入っておりませんでした。市ではひとり親の就労支援事業として、就業に有利となる資格取得のための必要となる研修費用の助成ですとか、訓練校などに通う際に生活を保障するための高等職業訓練促進費というのを支給しています。そういったもので生活の安定や自立促進を図るための事業を実施しているものでありまして、こうした観点からも、29年度の入所判定基準

の項目に就学や職業訓練を加えることとしたところです。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今の答弁は非常に朗報ですよね。シングルマザーで、しかも正直離婚した直後でシングルマザーになった。仕事は決まっていない。これから職業訓練に通うというときに、保育園に入れないとなると、子供をおんぶして職業訓練に通うのかといたら、今そういうことはできないですよね。だから、まず保育園に入れてあげて、そして職業訓練に親は通ってもらおう。これは非常にいいことだと思うんですよね。ぜひ今後、新年度からということですけれども、ぜひこの就学、職業訓練についてポイントをつけていていただきたいと思います。

次、保育時間の認定について話題を移します。

おととしからつくられました子ども・子育て支援新制度で、子供の保育の必要性について認定されることになりました。それで1号認定、2号認定、3号認定とあるんですけども、その中でも、長時間、短時間の保育が必要な子と、標準時間の保育が必要な子と。質問通告に長時間と書いてしまいましたけれども、政府の用語でいうと標準時間ですね。ですから、認定が1号、2号、3号と3つに分かれて、またその中で短時間と標準時間に分かれるということなんです。

この定義を改めて紹介していただきたいのと、この1号、2号、3号に分かれたこの認定の人数と比率についてお知らせ願いたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

子ども・子育て新制度においては、幼稚園や保育園などを利用する場合、各市町村が利用のための認定を行っています。認定の区分については、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもということで3種類があります。

実際の認定におきましては、年齢により3歳以上と3歳未満に区分されまして、3歳以上で就労などにより保育を必要とする場合は、保育園などの利用ができる2号認定となります。保育を必要とする事由に該当しない場合は、幼稚園などが利用できる1号認定となります。また、3歳未満のほうでは、保育を必要とする場合は、保育所などが利用できる3号認定となっています。

続きまして、保育短時間と保育標準時間の定義についてですが、保育時間につきましては、保護者の勤務時間数により区分されておりまして、一月の労働時間が60時間以上を要件としまして、勤務時間数が120時間未満の方は保育短時間となります。120時間以上の方は保育標準時間となります。1日の保育時間では、保育短時間が最大で8時間であり、標準保育時間が最大11時間となっています。

また、認定数と比率についてですが、平成29年3月10日現在の北星、あいの実、あさひ保育

園の合計数で、保育短時間は4名でありまして、割合が約2%です。保育標準時間は214名で約98%となっています。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 保育園の中で、短時間か標準時間か見た場合は、もう98%が標準時間、1日11時間の保育を必要とする子ですね。朝7時半に来たら夕方6時半まで、11時間の保育を必要とするという子が98%と。保育園に申し込んだ人の中で短時間でいいという人は2%。大体そういう短時間でいいという人は幼稚園のほうに行かれますから、だから保育園に関してはこういう比率になっているんだと思います。

それで、この2年前から取り入れられたこの新制度なんですけれども、保育料について、今施設利用料なんて言ったりしますけれども、保育料とあえて言います。保育料が以前から応能負担なのは、これは以前からですよ。応能負担であることに加えて、短時間か標準時間かで保育料が違ってくると。これは初めてのことでですよ。今まで市の認可保育所に預けたら、所得によって、詳しくは地方税を納めた、市民税を納めた額によって違ってくるということなんですけれども、それはみんな了解していたんですよけれども、今度は保育する時間によって保育料が違うよというふうに言われた。そうしたら、一部の保護者の中には、私は週5日しか預けないよと。土曜日は保育園に預けない。あるいは平日休みの仕事、例えば美容院、理容院なんか平日休みですよ。平日休みだから平日は預けないと。それは、私は週5日しか預けないから、週6日びっちり預ける人と保育料が違ってもいいんじゃないかというふうな考え方をする保護者も出てくるということです。

やっぱりそういう論理的に考えたら、確かにそうならざるを得ないかなというふうにも少しは思うんですけども、もしそのような意見というのが出てきたら、市としてはどういうふうに説明しますか。

○副委員長（谷 守君） 青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

子ども・子育て新制度では、認定区分ですとか保育短時間、それから保育標準時間の区分に応じまして、所得の状況にも応じて保育料を設定して、この区分に基づき、施設型給付費等の財政的な支援を受ける仕組みとなっています。施設型給付費の算定につきましては、月額として規定されておりまして、そのことから、保育料についても同様に月額で設定することが必要となっております。

保育園を利用される保護者の方に対しましては、入所の際などにおいて保育料の説明等を行っている状況であります。そんな中で御理解いただいた中で利用していただけるように取り組んでいるところです。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今の説明でいいと思います。国の制度が、結局国からの給付というのが月額で設定されているので、あなたは平日休みだからここは安くするよという、そういう国の制度ではないというのがまず一つですよ。だから、それで納得してもらおうしかないと思います。

それでは、幼稚園の話題に移ります。

この士別市には市立幼稚園が3園ありますけれども、この幼稚園の新制度への移行状況と、また幼稚園の保護者への説明など、いつごろ、どんなふうに行われたのかということをお伺いします。

また、この際ですから、この議場でもちょっと前出ていましたけれども、幼稚園の保育料が上がるケースが出てきたと思いますけれども、そういうことについて納得が得られたのかどうかについて、市の見解をお願いします。

○副委員長（谷 守君） 青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

新制度への移行状況についてですが、平成27年7月1日に、士別幼稚園が幼稚園型にまず移行しております。平成29年4月1日には、瑞祥幼稚園が幼稚園型へ、それからカトリック士別幼稚園が幼稚園型認定こども園へ移行する予定です。

移行に関する情報交換等は随時市と園のほうで行っているところでありまして、保護者への説明会については、実施主体であります幼稚園のほうで各自で実施していただいているところですが、市が設定することになります保育料に関しましては、幼稚園との連携を図る中で、平成28年7月にはカトリック士別幼稚園に、11月には瑞祥幼稚園に伺いまして、保護者に説明するなどの協力体制をとっているところでありまして、特に混乱はない状況となっております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、ちょっと今のことでもう一つ聞きたいことがあるんですけども、類型が、士別幼稚園と瑞祥幼稚園は幼稚園型の新制度へ移行すると。瑞祥幼稚園は4月1日から移行されるということですね。士別幼稚園は既に移行した。カトリック幼稚園が来月から幼稚園型の認定こども園に移行するというので、この場合は、給食について、ちょっと何か新たに制度上の義務が出てくるのかなと思うんですけども、その辺ちょっといいですか、聞いても。

○副委員長（谷 守君） 藪中子育て支援課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えします。

認定こども園へ移行するカトリック士別幼稚園については、給食のほうを準備しなければならぬようになっておりまして、これについては、もう29年4月から移行するということが決まっていたので、カトリック士別幼稚園のほうでは、今年度3学期のうちから調理のほう、

試験的に実施をしております、幼稚園の中において対応できるような態勢はっております。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、カトリック幼稚園さんでも給食を始められるということで、これは本当によかったなと思います。いろいろまたきょう前半で言っていたアレルギー対応とか、いろいろな難しいことが出てくるとは思いますけれども、ぜひ市も親身に相談に乗ってあげていただきたいと思います。

最後になりました。今までこの新制度について述べてきましたけれども、市として、要は市民の委員会といいますか、これは条例がありますけれども、士別市子ども・子育て会議、これは条例に基づいたものですけれども、この士別市子ども・子育て会議でこの新制度の件はいろいろ話し合っていると思うんですが、この待機児童だとか保育士確保などの件を中心に、この会議の中で市民から有益な意見が出ていれば紹介を願いたいと思います。

○副委員長（谷 守君） 青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

現在、子ども・子育て会議におきまして、待機児童に係る御意見については特に出されていない状況ですけれども、士別市内におきましては保育士が不足しているという状況につきましては、委員の中でも御理解いただいているところもあります。

以上です。

○副委員長（谷 守君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 条例に基づく市民の会議ですから、ぜひ事務局の側でも委員の方からの意見を引き出していきたいと思います。それを申し上げて質問を終わります。

ありがとうございました。

○副委員長（谷 守君） お諮りいたします。

まだ総括質疑が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（谷 守君） 御異議なしと認め、本日の委員会はこれをもって終わることにいたします。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時38分閉議）